

「第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画（素案）」

参 考 資 料

加 古 川 市

目 次

1	我が国の少子化の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	本市の人口等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	本市の「教育・保育」の利用状況・・・・・・・・・・	9
4	本市の「地域子ども・子育て支援事業」の利用実績等・・・・・・・・	11
5	アンケート調査の結果からみた本市の子ども・子育ての状況・・・・・・・・	15
6	少子化対策のこれまでの取組・・・・・・・・・・	32

1 我が国の少子化の状況

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期（昭和22年～24年）には約270万人、第2次ベビーブーム期（昭和46年～49年）には約210万人でしたが、それ以降は毎年減少を続け、昭和59年には150万人を割り込み、平成3年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっています。平成28年には、明治32年の統計開始以来、初めて100万人を割る976,978人となり、平成29年は946,065人、平成30年は918,397人と3年連続で割り込むなど、少子化の進行が続いています。

また、合計特殊出生率をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、昭和25年以降急激に低下し、その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移していましたが、昭和50年に2.0を下回ってからは、再び低下傾向となりました。平成元年には、それまで最低であった昭和41年（丙午：ひのえうま）の1.58を下回る1.57を記録し、さらに平成17年には、過去最低である1.26まで落ち込みました。その後は微増が続き、平成27年に1.45まで回復するも、平成28年は1.44、平成29年は1.43、平成30年は1.42と微減傾向に転じています。

2 本市の人口等の状況

本市の人口は、平成11年の269,199人をピークに一旦減少し、その後は横ばいで推移していましたが、平成24年以降は微減傾向が続いており、令和元年10月1日現在では262,308人となっています。そして、全人口に占める年少人口（15歳未満）の割合は、昭和60年では25.0%であったのが、平成22年には14.8%に、令和元年には12.9%と減少傾向にある一方、高齢人口（65歳以上）の割合は、昭和60年では7.9%であったのが、平成22年には20.3%に、令和元年には27.3%と増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

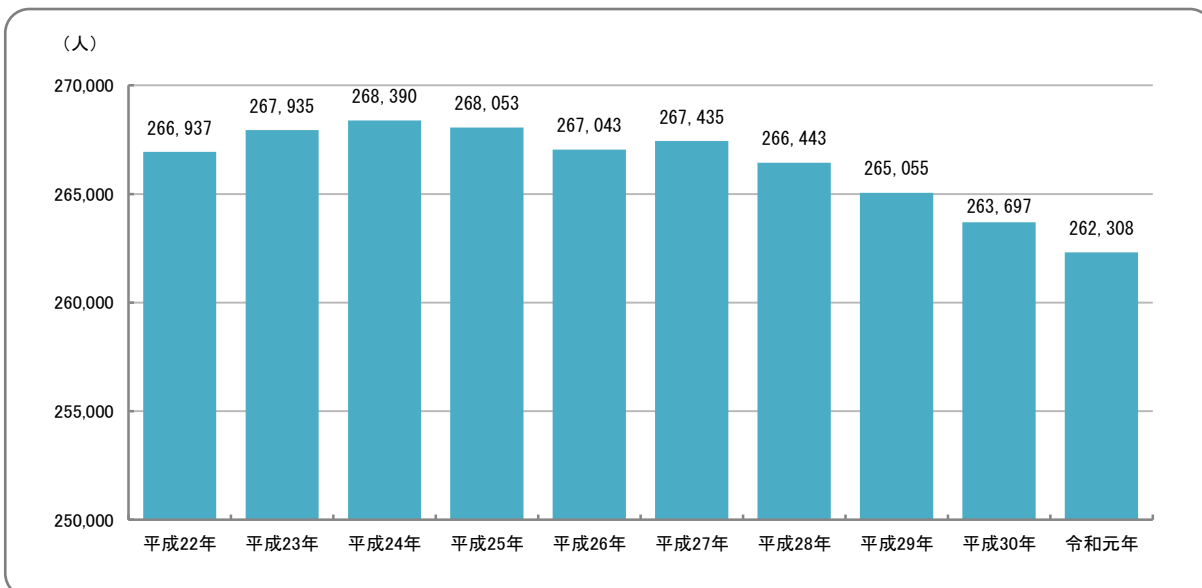
また、出生数は、平成23年は2,553人でしたが、その後は減少が続き、平成29年には2,029人となっています。一方、合計特殊出生率は、平成17年に過去最低の1.24を記録し、同年の全国平均の1.26、兵庫県平均の1.25を下回る状況まで落ち込みましたが、平成22年には1.50、平成27年には1.56と全国・兵庫県平均を上回るまで回復しています。

さらに、世帯数は、毎年増加傾向にあり、平成17年では94,605世帯であったのが、平成22年には99,645世帯に、平成27年には103,495世帯となっています。一方で、平均世帯人員は減少傾向にあり、平成17年では2.79人であったのが、平成22年には2.63人に、平成27年には2.53人となるなど、核家族化が年々進んでいます。

(1) 人口の動向

本市の総人口の推移をみると、平成 24 年以降は微減傾向が続いており、令和元年 10 月 1 日現在の推計人口は 262,308 人となっています。

総人口の推移

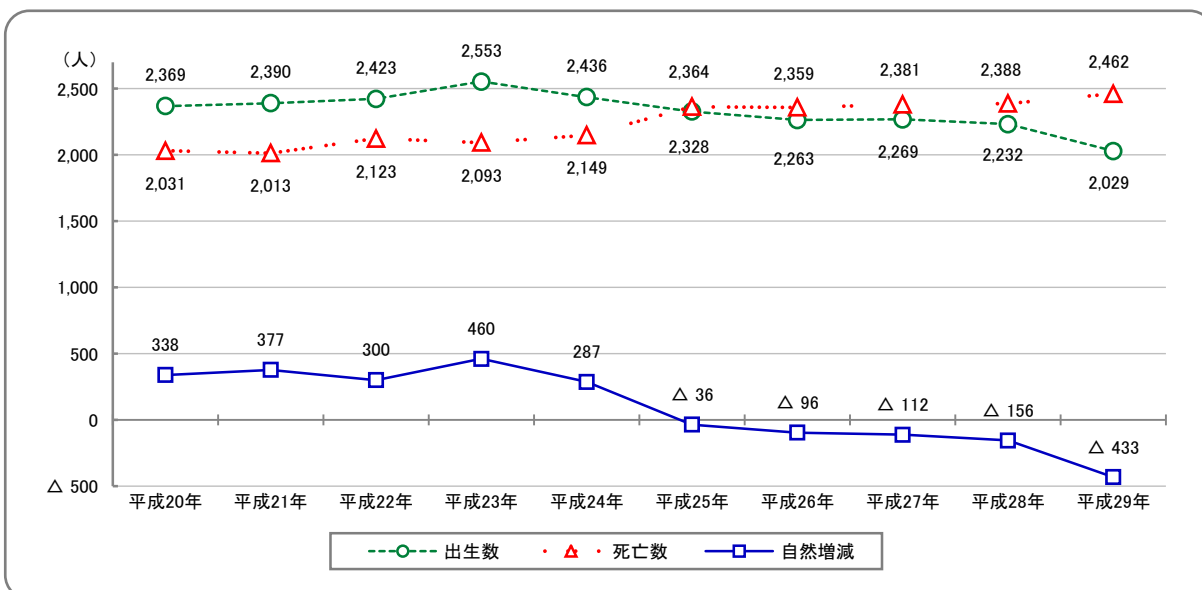


資料：加古川市推計人口（各年 10 月 1 日現在）

(2) 自然増減の推移

自然増減は、出生数と死亡数で構成されています。本市の自然増減の推移をみると、平成 25 年に死亡数が出生数を上回る自然減の状態となり、その後も自然減の状態が続いています。

人口動態：自然増減の推移

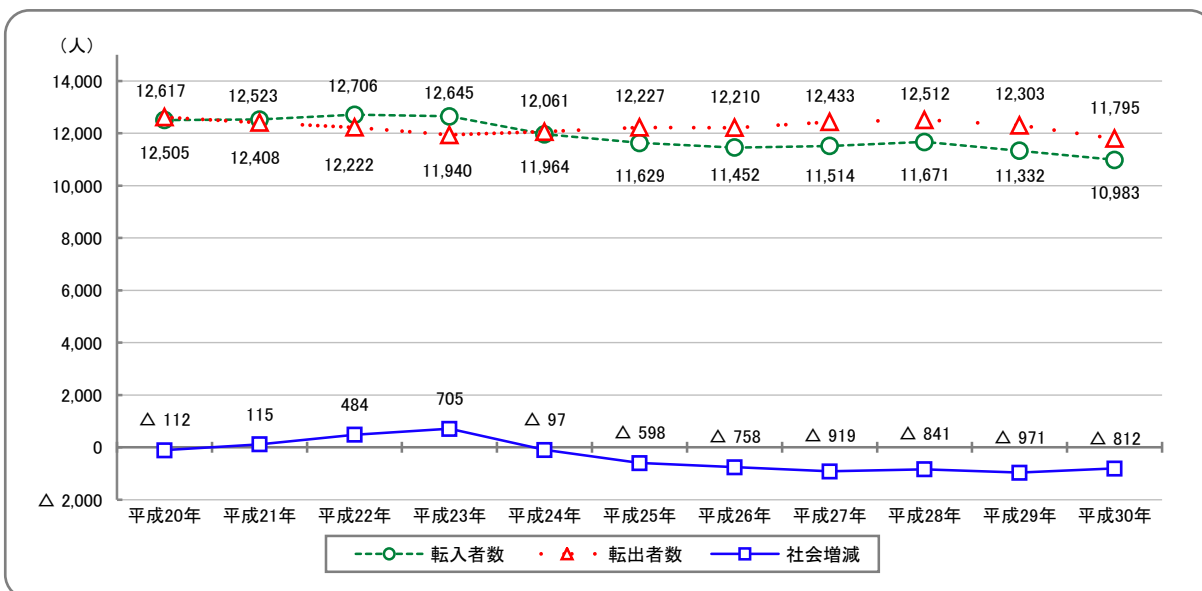


資料：兵庫県健康福祉部社会福祉局情報事務センター「人口動態調査」

(3) 社会増減の推移

社会増減は、市外から市内への転入人口と市内から市外への転出人口で構成されています。本市の社会増減の推移をみると、平成24年に転出者数が転入者を上回って以降、転出超過の状態が続いています。

人口動態：社会増減の推移

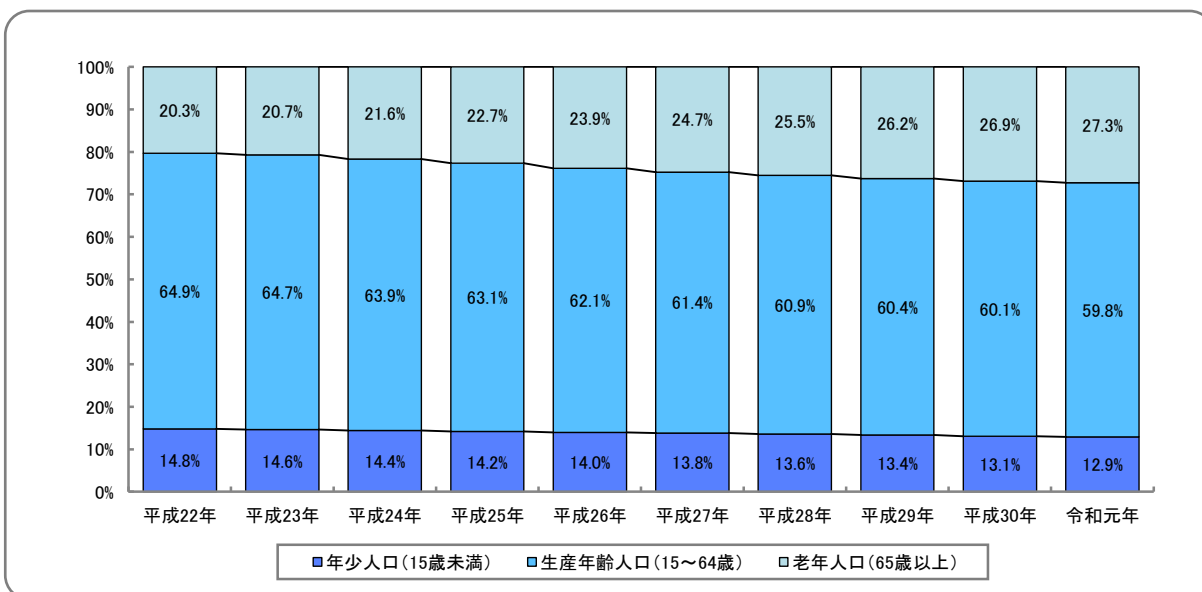


資料：住民基本台帳

(4) 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別の人口構成比の推移をみると、年少人口（15歳未満）は減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進展しています。

年齢3区分別人口の推移

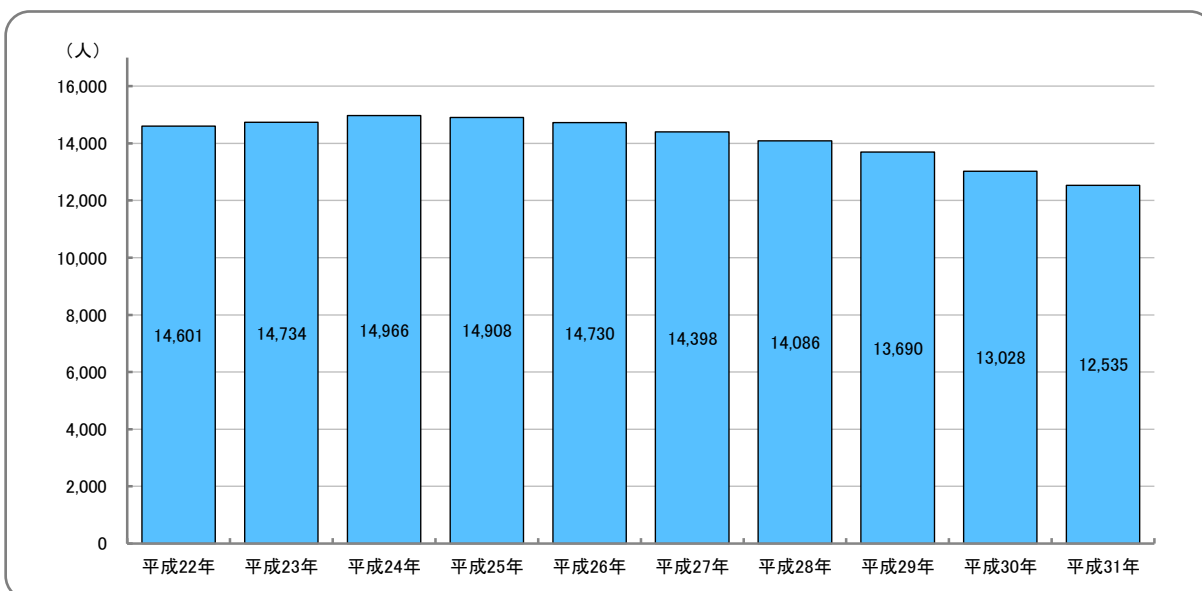


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(5) 小学校就学前子どもの推移

0歳から5歳までの小学校就学前子ども数の推移をみると、平成22年から2,066人(14.1%)減少しており、少子化が急速に進行しています。

小学校就学前子ども数(0～5歳)の推移

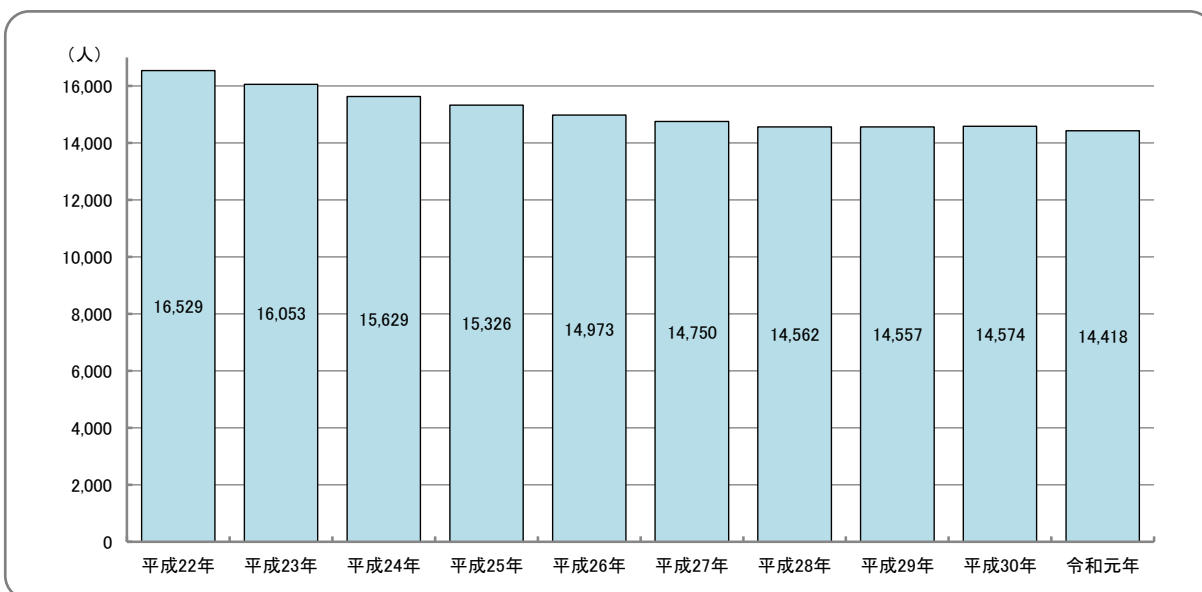


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(6) 小学校就学児童数の推移

市内公立小学校の就学児童数の推移をみると、平成22年から2,111人(12.8%)減少しており、少子化が急速に進行しています。

小学校就学児童数の推移

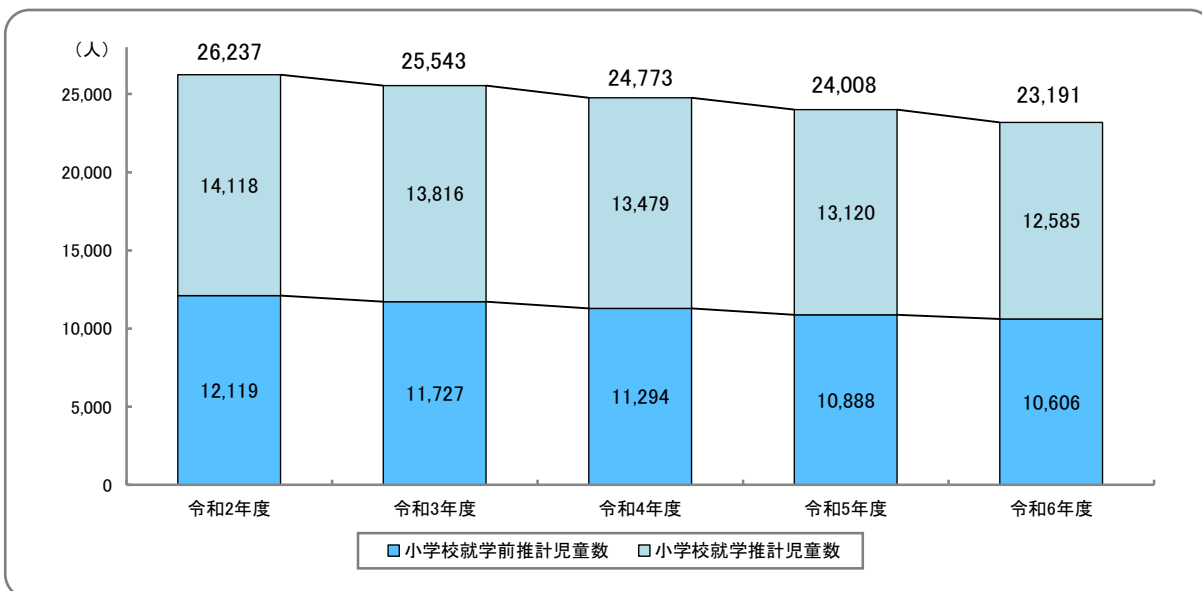


資料：教育委員会（各年5月1日現在）

(7) 本計画期間中の推計児童数

平成 27～令和元年度の児童数（0歳児は平成 22～令和元年度）をもとに、コーホート変化率法等を用いて算出した本計画期間中の推計児童数をみると、令和6年度には11.6%減少となる23,191人と予想しています。

本計画期間中（令和2～6年度）の推計児童数

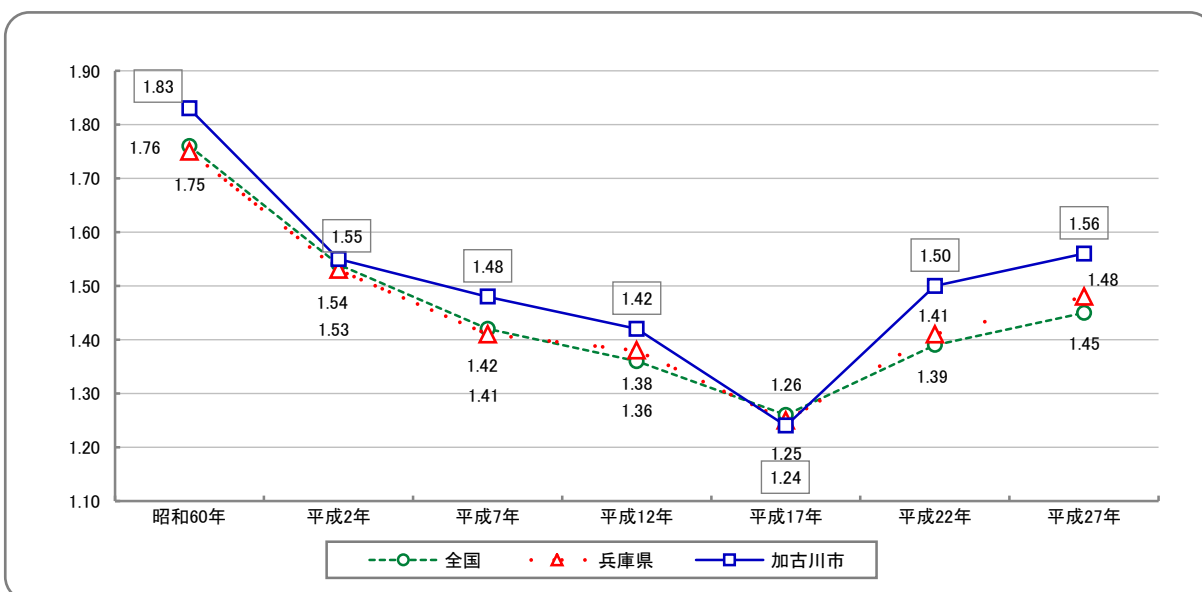


資料：こども政策課、教育委員会（各年度 4 月 1 日現在）

(8) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、平成 17 年に過去最低の 1.24 まで落ち込みましたが、その後は回復傾向にあり、平成 27 年には国や県の平均を上回る 1.56 となったものの、現在の人口を維持できる水準の 2.07 を大きく下回っている状況です。

合計特殊出生率の推移



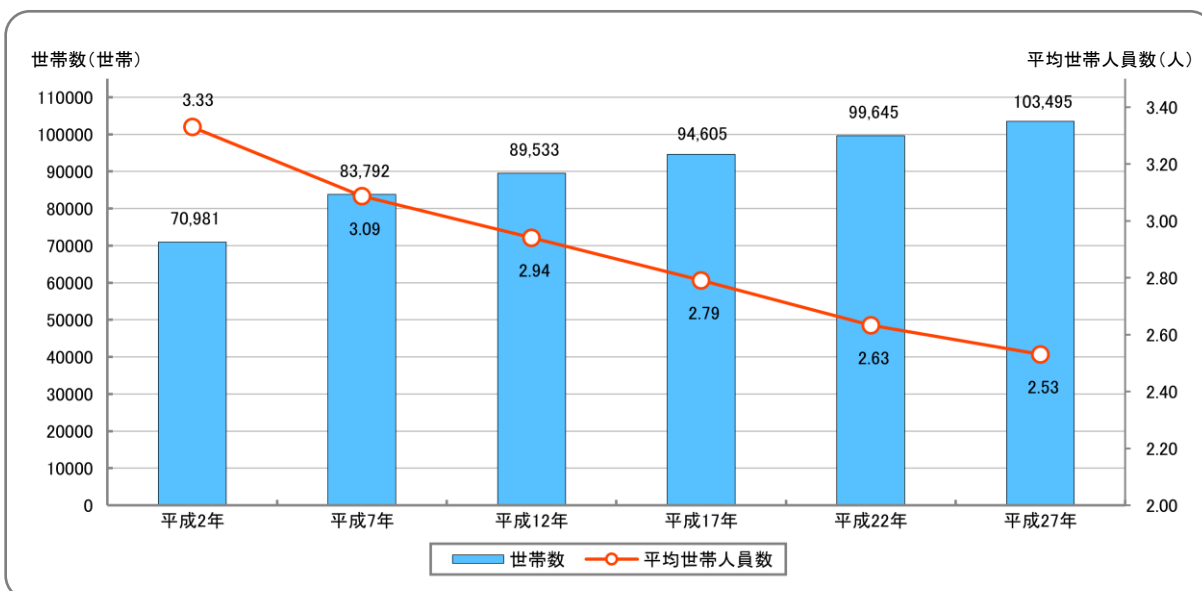
資料：兵庫県健康福祉部社会福祉局情報事務センター「合計特殊出生率」

※折れ線グラフの枠内の数値は加古川市

(9) 世帯数及び平均世帯人員数の推移

一般世帯における世帯数及び平均世帯人員数の推移をみると、世帯数は年々増加していますが、その反面、世帯を構成する平均世帯人員数は年々減少しており、核家族化の進行が続いています。

一般世帯における世帯数及び平均世帯人員数の推移

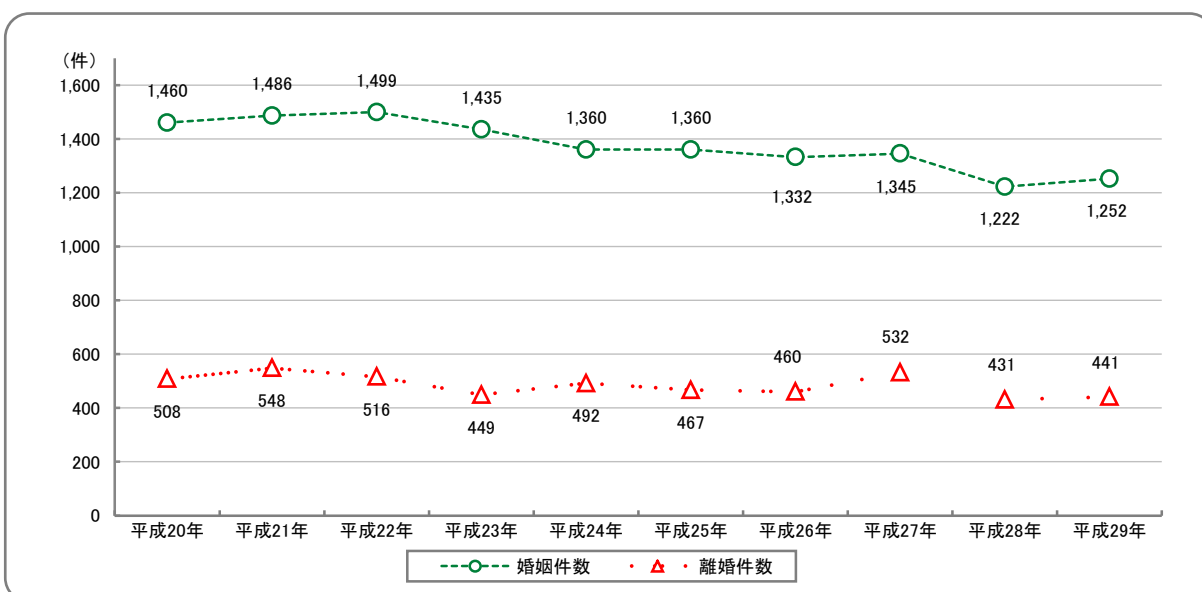


資料：総務省「国勢調査」

(10) 婚姻・離婚の推移

婚姻と離婚の推移をみると、婚姻件数は、平成22年まではほぼ横ばいとなっていました。その後は減少傾向が続いています。また、離婚件数についても減少傾向にありますが、近年は400件から500件と、ほぼ横ばいの状況となっています。

婚姻・離婚の推移

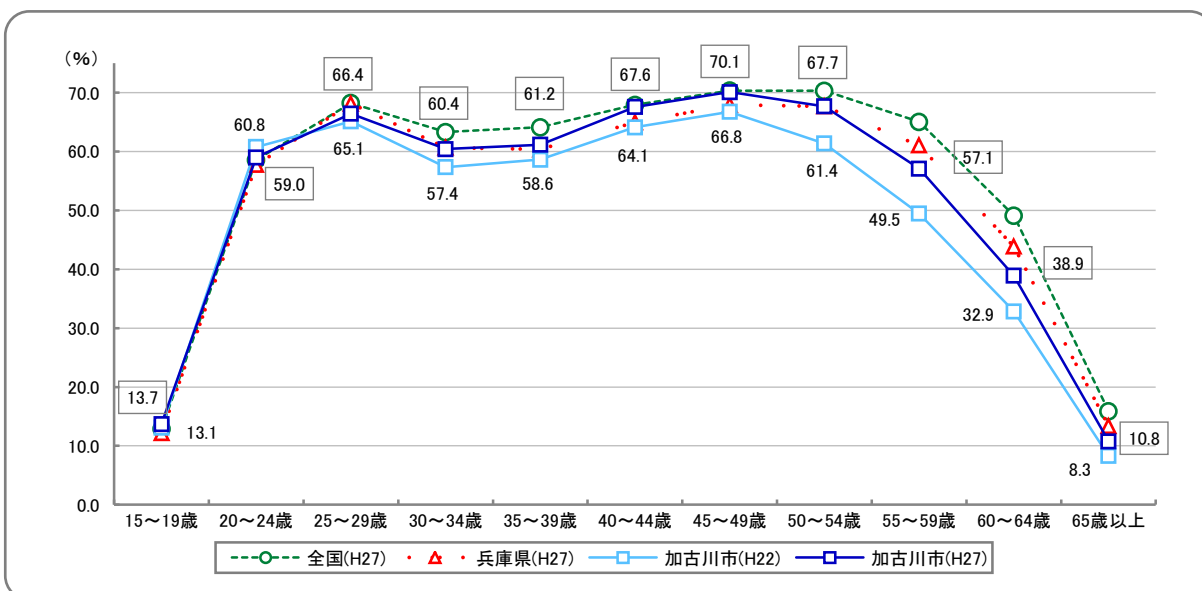


資料：兵庫県健康福祉部社会福祉局情報事務センター「人口動態調査」

(11) 女性の就業状況

女性の就業率を年齢区分別でみると、就職後に結婚等で一時離職する 20～30 代の就業率が低くなる、いわゆるM字曲線を描いています。また、国や県の平均を下回っていますが、平成 22 年と平成 27 年を比べると、平成 27 年の方が就業率は高くなっています。

女性の年代別就業率



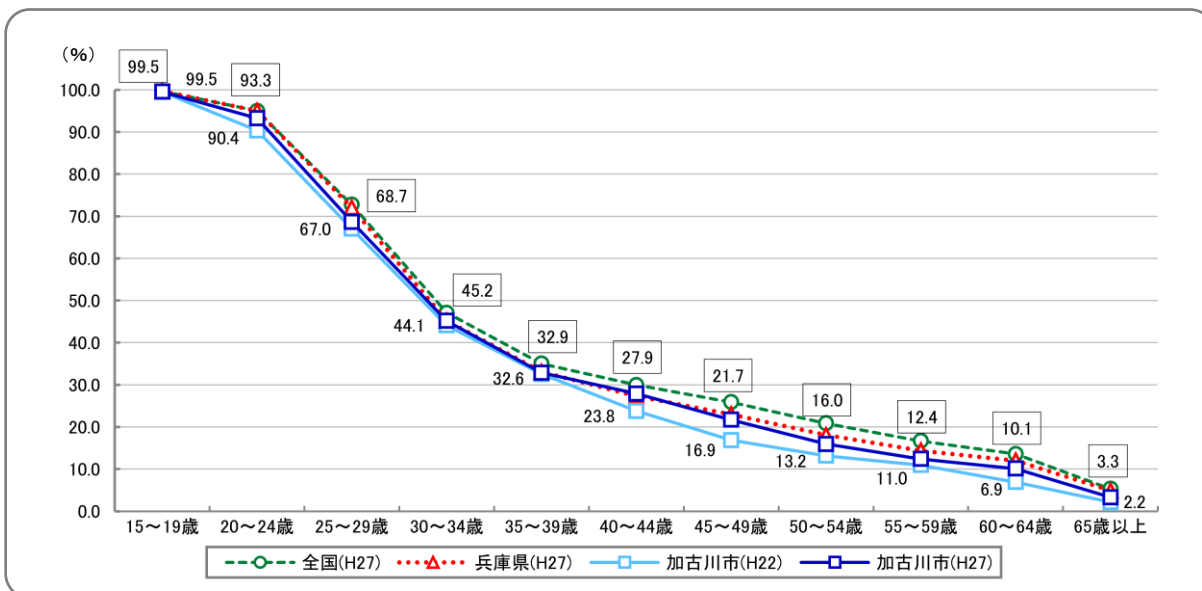
資料：総務省「国勢調査」（平成 22 年・27 年）

※折れ線グラフの数値は加古川市で、無地の数値は平成 22 年、枠内の数値は平成 27 年

(12) 男女の未婚状況

男女の未婚率を年齢区分別でみると、国や県の平均を下回っていますが、平成 22 年と平成 27 年を比べると、平成 27 年の方が男女とも未婚率は高くなっています。

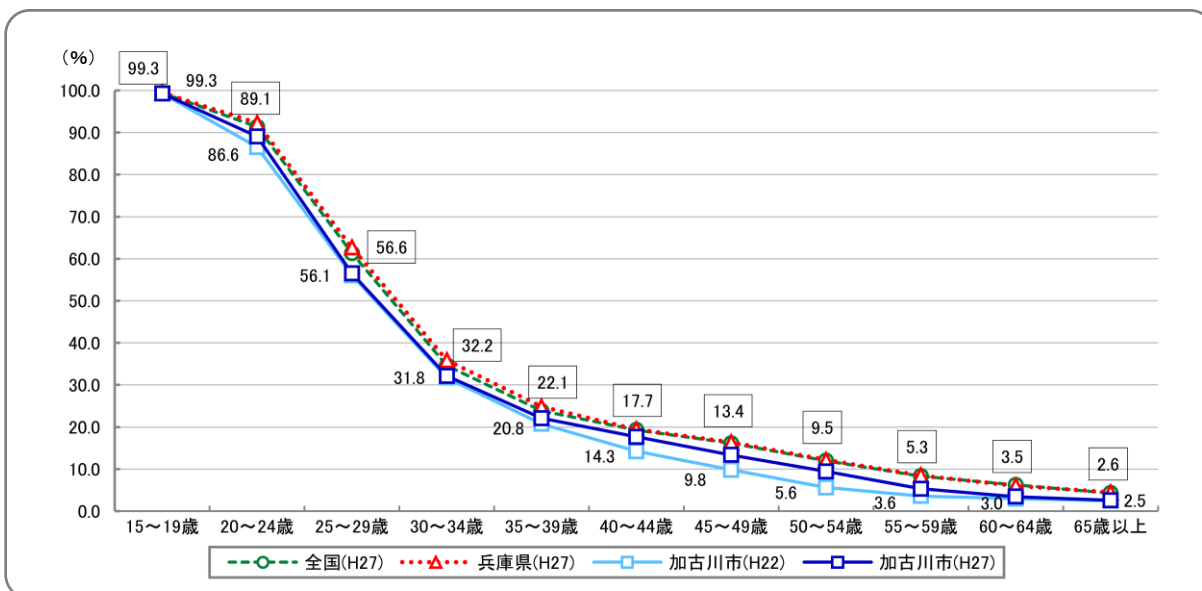
男性の年代別未婚率



資料：総務省「国勢調査」（平成 22 年・27 年）

※折れ線グラフの数値は加古川市で、無地の数値は平成 22 年、枠内の数値は平成 27 年

女性の年代別未婚率



資料：総務省「国勢調査」（平成 22 年・27 年）

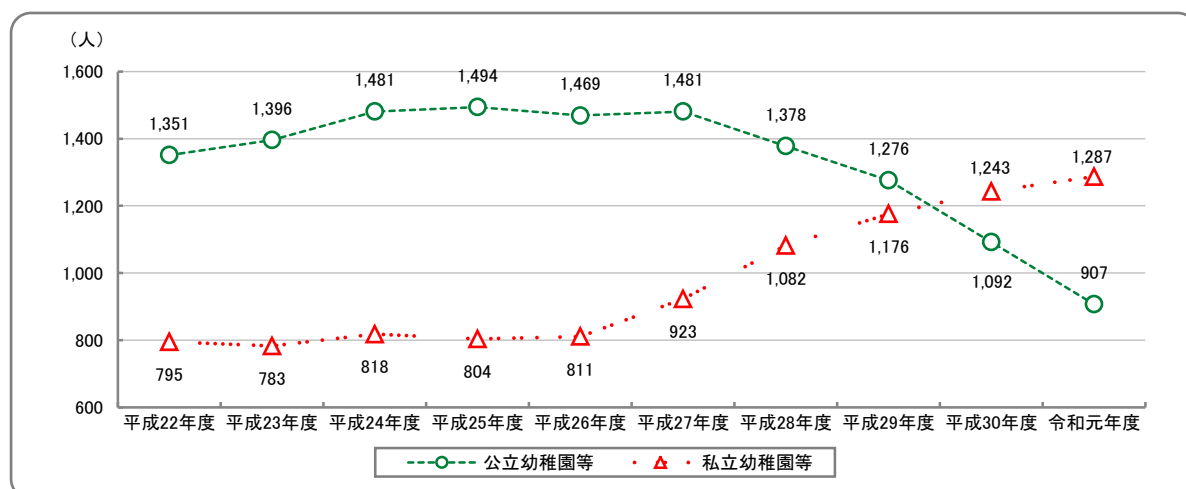
※折れ線グラフの数値は加古川市で、無地の数値は平成 22 年、枠内の数値は平成 27 年

3 本市の「教育・保育」の利用状況

(1) 幼稚園等（1号認定）の利用状況

市内の幼稚園等（1号認定）の在園児童数の推移をみると、公立園は4歳児の受入れ拡大により微増傾向にありましたが、平成27年度の新制度の開始に伴う認定こども園の新設により、私立園の園児数は急増し、平成30年度には公立園の園児数を上回りました。

幼稚園等（1号認定）の在園児童数の推移

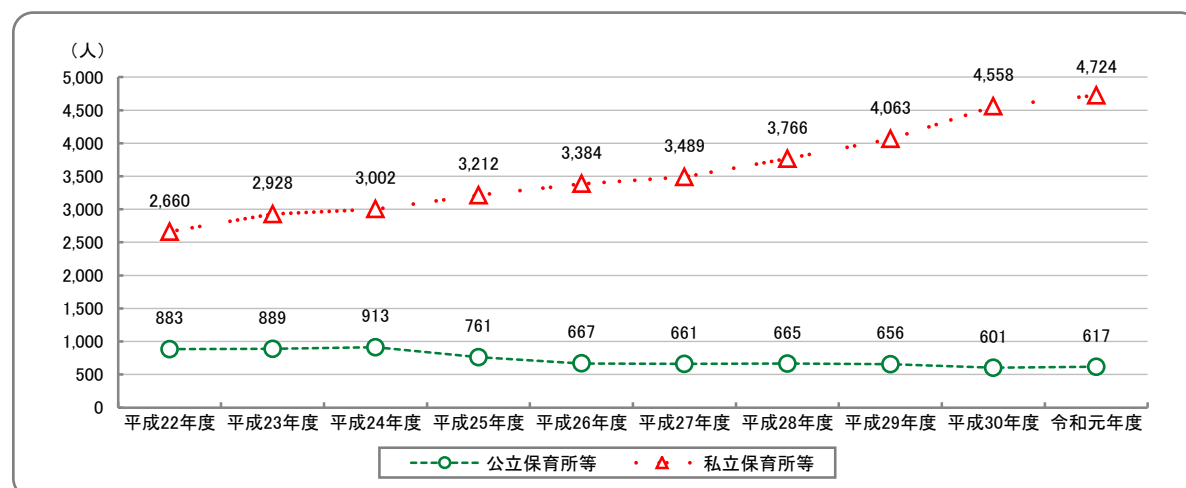


資料：教育委員会（各年度5月1日現在）

(2) 保育所等（2・3号認定）の利用状況

市内の保育所等（2・3号認定）の在園児童数の推移をみると、公立園の園児数は、民間移管後はほぼ横ばい傾向にあります。一方、私立園の園児数は、公立園の民間移管や平成27年度の新制度の開始に伴う認定こども園等の新設により、増加傾向が続いています。

保育所等（2・3号認定）の在園児童数の推移

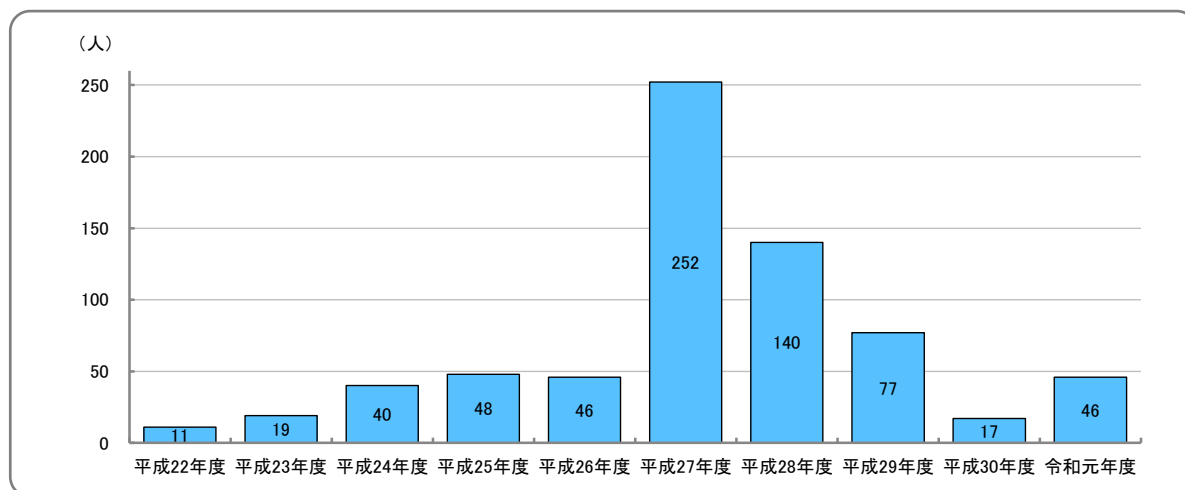


資料：幼児保育課（各年度4月1日現在）

(3) 保育所等（２・３号認定）における待機児童数の推移

市内の保育所等（２・３号認定）の待機児童数の推移をみると、平成 27 年度の新制度開始時の 252 人をピークに、その後は減少傾向にありましたが、令和元年度に再び増加しています。

保育所等（２・３号認定）における待機児童数の推移



資料：幼児保育課（各年度 4 月 1 日現在）

4 本市の「地域子ども・子育て支援事業」の利用実績等

(1) 利用者支援事業（保育コンシェルジュ、子育て世代包括支援センター）

特定型の保育コンシェルジュの相談件数の推移をみると、平成 28 年度をピークに減少傾向にあります。また、母子保健型の子育て世代包括支援センターの相談件数の推移をみると、毎年増加傾向にあります。

(単位：件)

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相 談 件 数	特 定 型	電話相談	1,241	2,334	1,230	818
		来所相談	2,641	2,855	2,258	2,056
		① 小 計	3,882	5,189	3,488	2,874
	母子保健型	電話相談	—	1,155	1,126	1,064
		来所相談	—	1,692	2,693	3,337
		家庭訪問	—	94	111	72
		② 小 計	—	2,941	3,930	4,473
	合 計 (①+②)		3,882	8,130	7,418	7,347

資料：幼児保育課・育児保健課

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業の延べ利用者数の推移をみると、平成 26 年度をピークに減少傾向にあります。

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数 (区域A)	55,386	44,591	43,923	44,239	43,589
延べ利用者数 (区域B)	7,314	6,908	8,862	8,387	7,795
延べ利用者数 (区域C)	10,352	9,216	10,734	8,707	8,551
合 計	73,052	60,715	63,519	61,333	59,935

資料：幼児保育課

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（実費徴収補足給付事業）

事業の延べ利用者数の推移をみると、毎年増加傾向にあり、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて、1.66 倍の増加となっています。

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	195	231	316	323

資料：幼児保育課

(4) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

事業の入所児童数の推移をみると、高学年の受入や施設の整備を順次実施したことに伴い、毎年増加傾向にあり、平成 27 年度から令和元年度にかけて、全体で 1.58 倍の増加となっています。

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
入 所 児童数	低学年	1,920	1,977	2,118	2,223	2,367
	高学年	65	158	339	631	774
合 計		1,985	2,135	2,457	2,854	3,141

資料：社会教育・スポーツ振興課

※各年度4月1日現在

(5) 子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）

事業の延べ利用者数の推移をみると、平成 29 年度以降は受入施設の増加に伴い、利用が増加傾向にあります。

（単位：人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	340	262	283	446	413

資料：家庭支援課

(6) 乳児家庭全戸訪問事業（母子訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業））

事業の対象者の推移をみると、出生数の低下に伴い、毎年減少傾向にありますが、訪問率は 96%以上で推移しています。

また、未訪問家庭に対しては、引き続き 4 か月児健診の受診確認等により状況の把握に努めています。

（単位：人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問対象者	2,245	2,295	2,209	2,103	1,939
訪 問 者 数	2,164	2,237	2,152	2,035	1,891
訪 問 率	96.4%	97.5%	97.4%	96.8%	97.5%

資料：育児保健課

(7) 養育支援訪問事業（養育支援家庭訪問事業）

事業の対象家庭数及び延べ訪問回数の推移をみると、訪問の対象家庭数やヘルパー派遣の対象となった家庭数は、各年度でばらつきがあります。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問対象 家 庭 数 (件)	保健師等訪問	42	26	18	41	45
	ヘルパー派遣	1	0	1	0	0
訪問延べ 回 数 (回)	保健師等訪問	196	212	76	223	299
	ヘルパー派遣	6	0	10	0	0

資料：家庭支援課

(8) 地域子育て支援拠点事業（加古川駅南・東加古川子育てプラザ）

事業の延べ利用者数の推移をみると、平成 28 年度まではほぼ横ばいの状況ですが、その後は減少傾向にあります。

(単位：人)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用 者 数	加古川駅南	38,342	38,593	38,467	39,235	35,396
	東 加 古 川	39,908	40,157	40,764	37,111	34,642
合 計		78,250	78,750	79,231	76,346	70,038

資料：こども政策課

(9) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）

事業の延べ利用者数の推移をみると、認定こども園の増設に伴う預かり保育の実施により、増加傾向にあります。

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	145	9,396	13,737	37,421	34,876

資料：幼児保育課

※平成 28 年度以前の利用者数は、私立幼稚園の利用者数を含まない

②その他の一時預かり事業（保育所等）

事業の延べ利用者数の推移をみると、各年度でばらつきがあります。

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	7,842	6,983	5,301	5,836	5,444

資料：幼児保育課

(10) 病児・病後児保育事業

事業の延べ利用者数の推移をみると、毎年増加傾向にあり、平成 26 年度から平成 30 年度にかけて、1.74 倍の増加となっています。

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	2,352	3,077	3,562	3,671	4,090

資料：幼児保育課

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター運営事業）

事業の会員数の推移をみると、提供会員（援助を行う人）は増加傾向にありますが、依頼会員（援助を受けたい人）と両方会員（提供・依頼会員）は毎年減少傾向にあります。また、利用件数も毎年減少傾向にあります。

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
依頼会員	1,838	1,741	1,623	1,524	1,406
提供会員	487	516	560	587	615
両方会員	177	160	153	144	137
合 計	2,502	2,417	2,336	2,255	2,158

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用件数	6,223	6,271	5,974	4,846	4,331

資料：こども政策課

(12) 妊婦健診事業（妊婦健康診査費助成事業）

事業の対象者数及び健診回数の推移をみると、出生数の低下に伴い、毎年減少傾向にあります。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象者数（人）	3,676	3,651	3,484	3,212	3,170
健診回数（回）	28,003	27,978	26,550	24,046	24,047

資料：育児保健課

※妊娠期間の関係で2か年度にわたり健診を受ける場合は、各年度にそれぞれ「1人」を計上

5 アンケート調査の結果からみた本市の子ども・子育ての状況

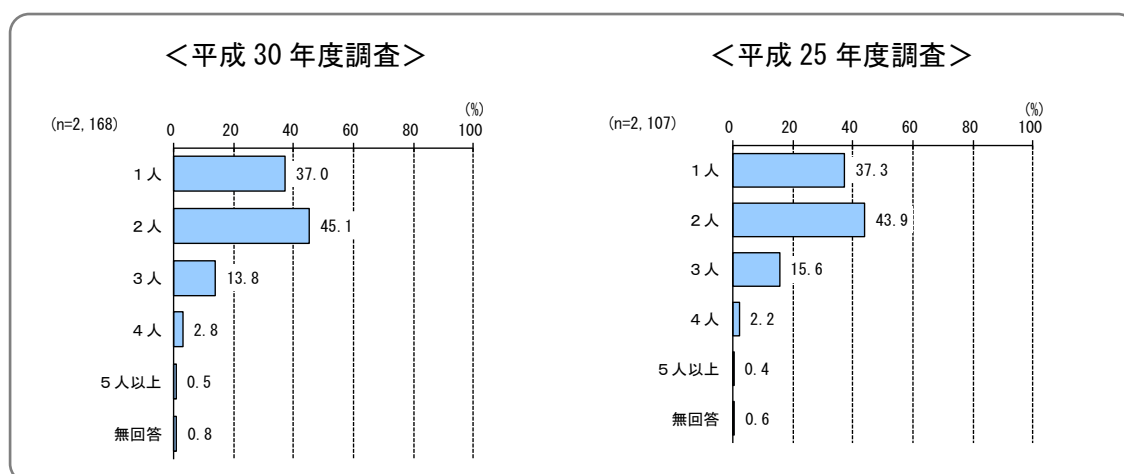
(1) 子育て支援に関するアンケート調査

①調査の概要

項 目	概 要
調査対象	加古川市在住の小学校就学前の子どもを養育する保護者から無作為抽出した 4,000 人
調査期間	平成 30 年 11 月 22 日（木）から平成 30 年 12 月 21 日（金）まで
調査方法	質問紙法（無記名自記式）、郵送による配付・回収
回収結果	配付数 4,000 通、有効回答数 2,168 通、有効回答率 54.2%

②お子さんの人数

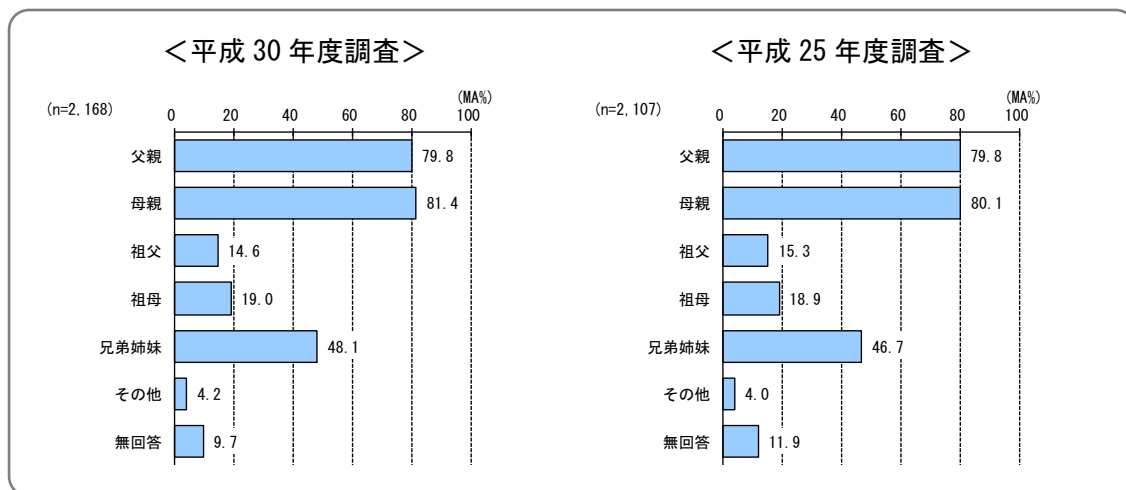
お子さんの人数をみると、「2 人」が 45.1%と割合が最も高く、次いで「1 人」の割合が 37.0%となっており、平成 25 年度調査と比べ、「2 人」の割合 43.9%から 1.2 ポイント上昇、「1 人」の割合 37.3%から 0.3 ポイント低くなっています。



③同居されている家族

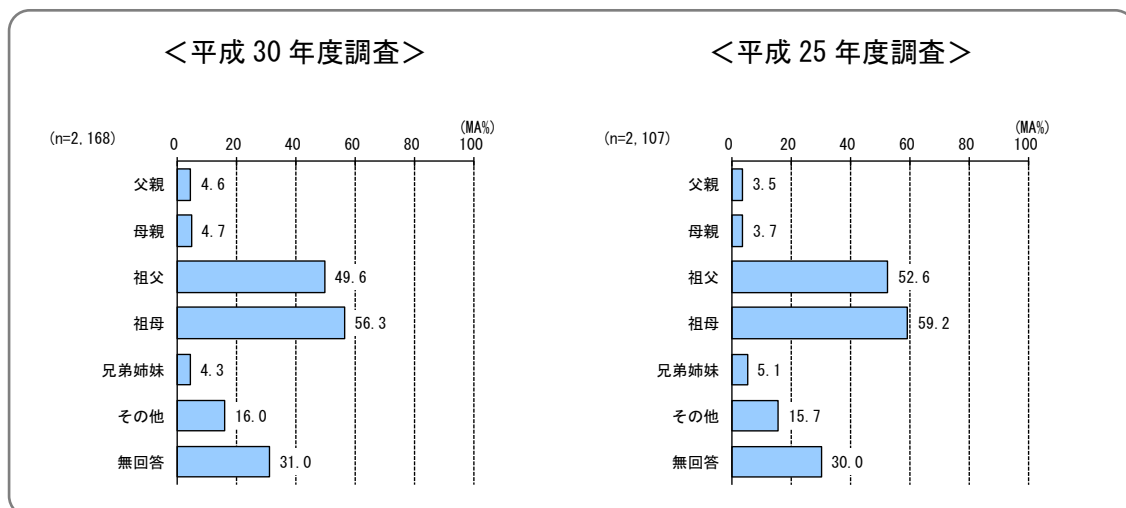
子どもと同居している家族の状況をみると、「父親」「母親」の割合が高く、次いで「兄弟姉妹」が高くなっており、「兄弟姉妹」の割合は 48.1%と平成 25 年度調査での割合 46.7%から 1.4 ポイント高くなっています。

また、「祖父」「祖母」の状況をみると、「祖父」の割合が 14.6%、「祖母」の割合は 19.0%となっており、平成 25 年度調査と比べ、「祖父」の割合 15.3%から 0.7 ポイント低下、「祖母」の割合 18.9%から 0.1 ポイント高くなっています。



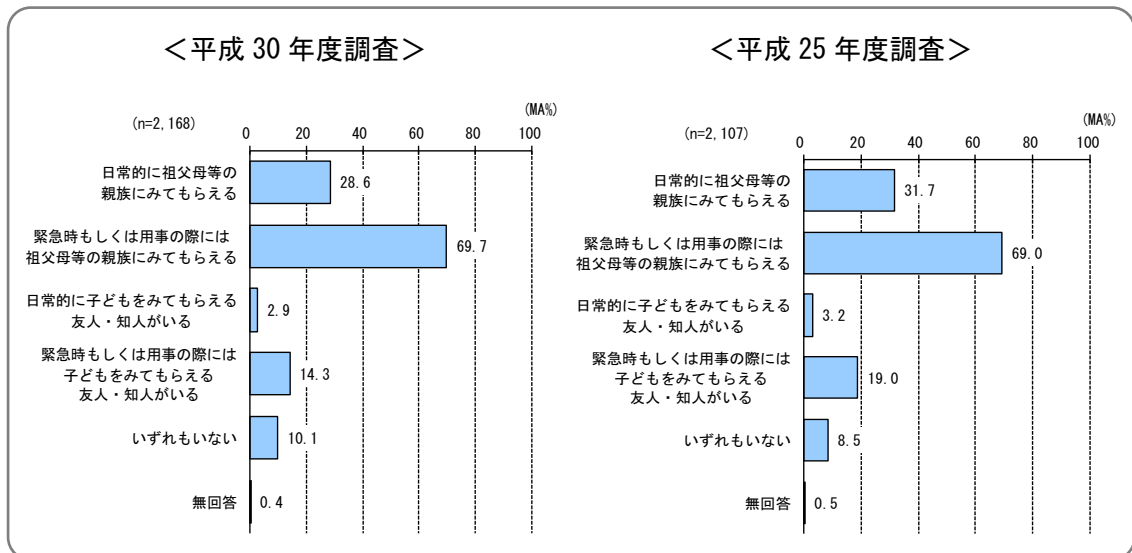
④近くにお住いの親族等

子どものいる家庭から近くにお住まいの親族等の状況をみると、「祖母」の割合が 56.3%と最も高く、次いで「祖父」の割合が 49.6%となっており、平成 25 年度調査と比べ、「祖母」の割合 59.2%から 2.9 ポイント、「祖父」の割合 52.6%から 3 ポイント低くなっています。



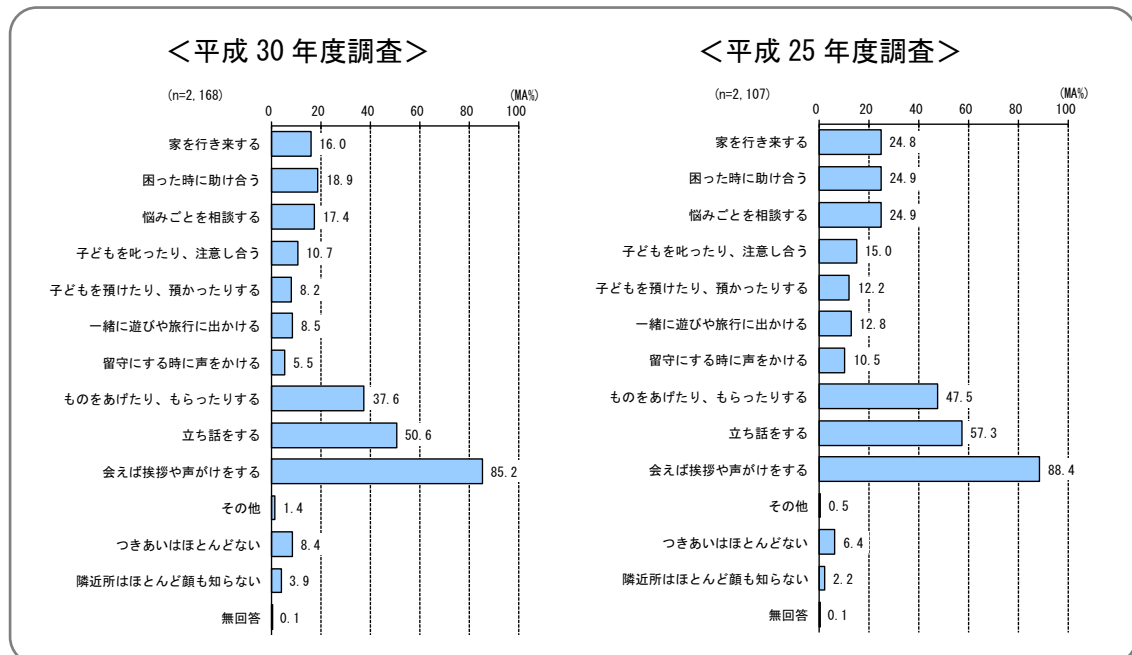
⑤子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもを見てもらえる親族・知人の有無をみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が69.7%と割合が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が28.6%となっており、平成25年度調査と比べ、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合69.0%から0.7ポイント上昇、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合31.7%から3.1ポイント低くなっています。



⑥近所づきあいの程度

近所づきあいの程度をみると、「会えば挨拶や声がけをする」が85.2%と割合が最も高く、次いで「立ち話をする」が50.6%、「ものをあげたり、もらったりする」が37.6%となっており、平成25年度調査と比べ全体的に割合が低くなっていますが、「つきあいはほとんどない」「隣近所はほとんど顔も知らない」の割合がやや高くなっています。



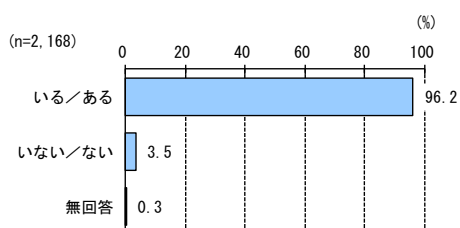
⑦子育て・教育に関する相談相手・場所の有無

子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる相手・場所の有無をみると、「気軽に相談できる人がある（場所がある）」の割合が96.2%と平成25年度調査での割合96.9%から0.7ポイント低くなっています。

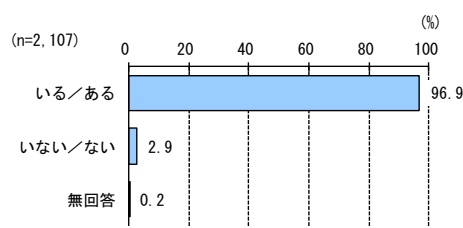
また、その相談先では、「配偶者」の割合が86.5%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が85.3%、「友人や知人」の割合が72.7%となっており、平成25年度調査と比べ全体的に割合が低くなっています。

【子育てに関する相談相手・場所の有無】

＜平成30年度調査＞

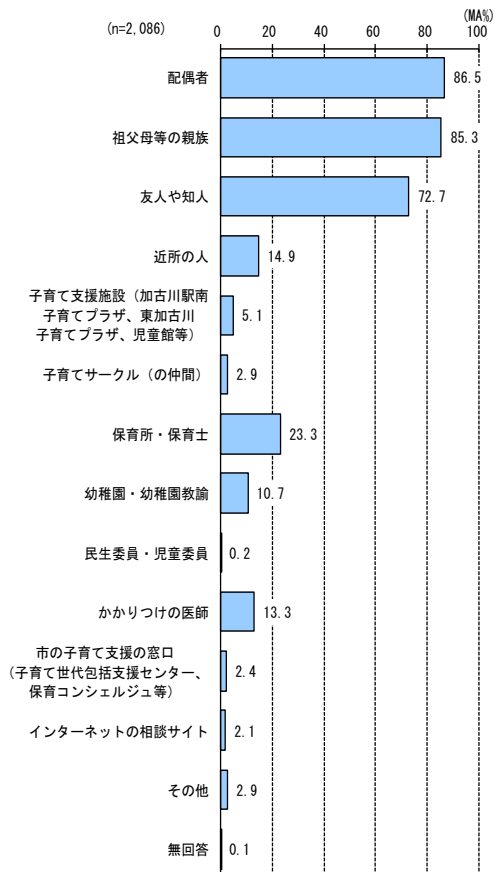


＜平成25年度調査＞

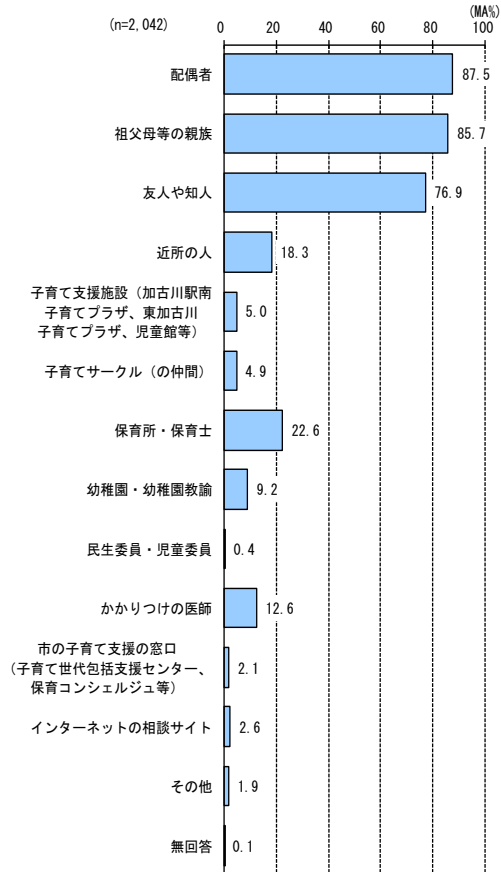


【相談先】

＜平成30年度調査＞



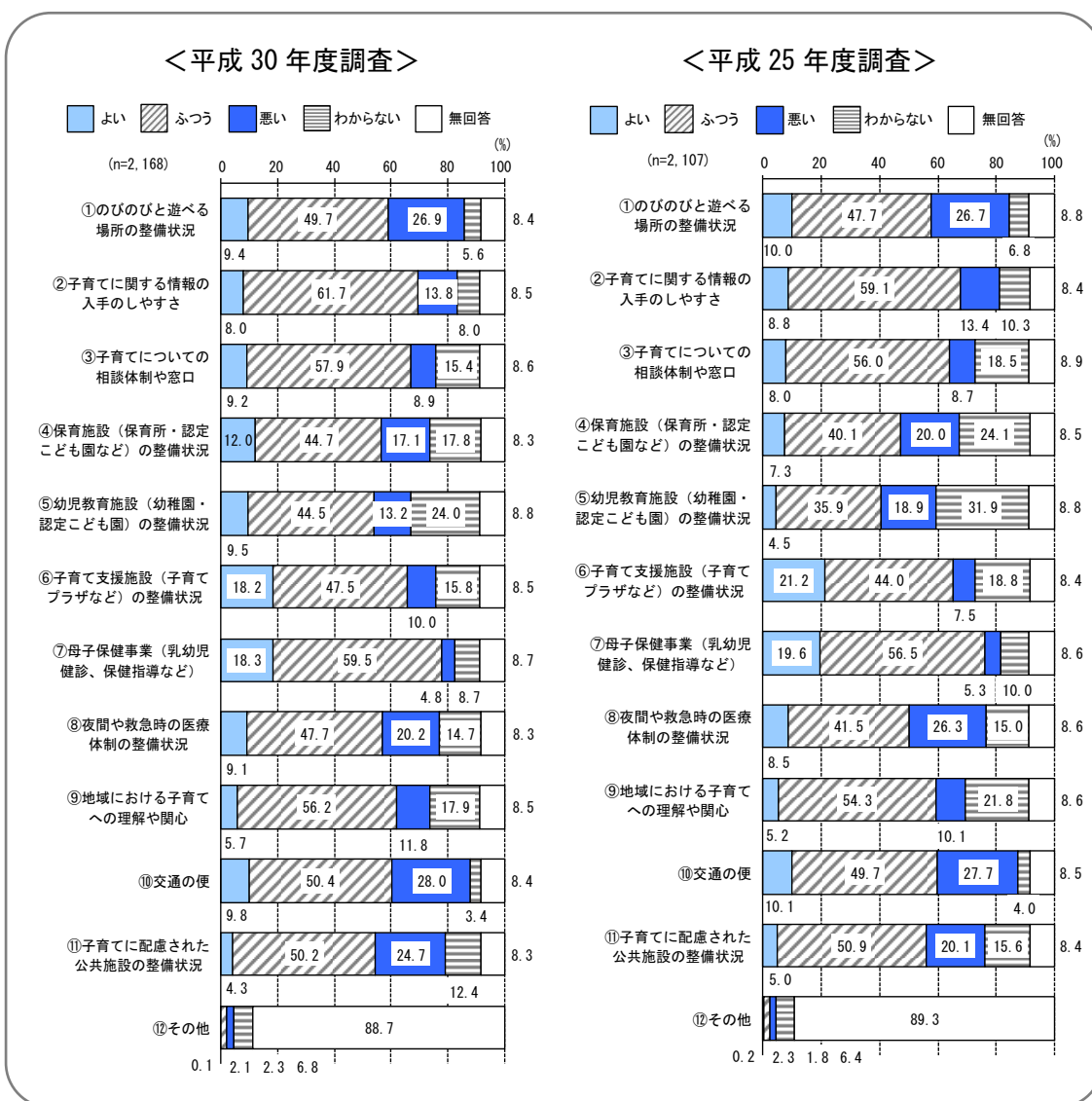
＜平成25年度調査＞



⑧子育てに関する環境

子育てに関する環境について、「よい」「ふつう」を合わせると、「⑦母子保健事業（乳幼児健診、保健指導など）」が 77.8%と最も高く、次いで「②子育てに関する情報の入手のしやすさ」が 69.7%となっています。一方で、「①のびのびと遊べる場所の整備状況」「⑧夜間や救急時の医療体制」「⑩交通の便」「⑪子育てに配慮された公共施設の整備状況」では「悪い」が 20%を超えています。

平成 25 年度調査と比べ、「④保育施設（保育所・認定こども園など）の整備状況」「⑤幼児教育施設（幼稚園・認定こども園）の整備状況」など9項目で「よい」「ふつう」を合わせた割合が高くなっています。一方で、「⑥子育て支援施設（子育てプラザ）」「⑪子育てに配慮された公共施設の整備状況」などで「悪い」の割合が高くなっています。

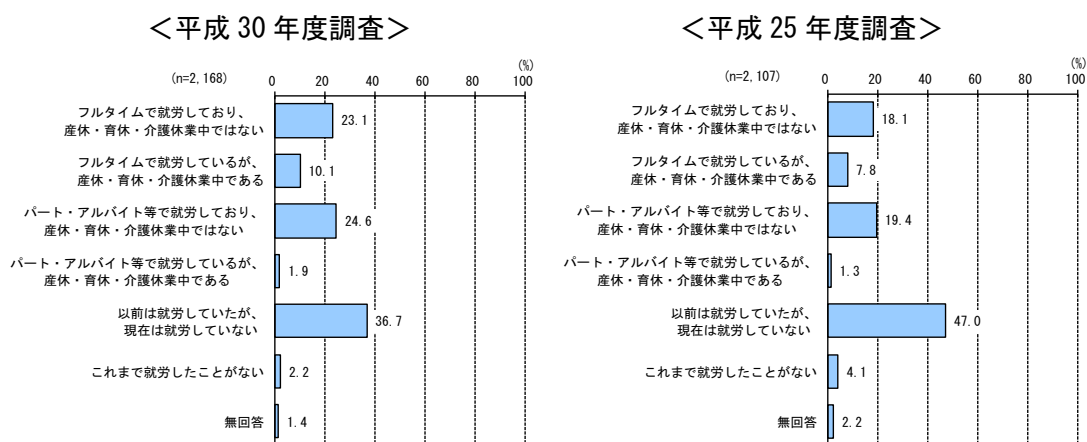


⑨母親の就労状況

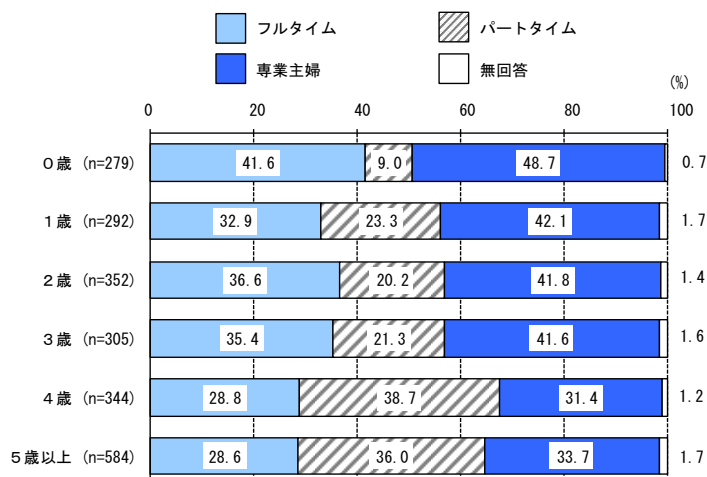
母親の就労状況をみると、「フルタイム又はパート・アルバイト等で就労している（産休・育休・介護休業中含む）」の割合が59.7%となっており、平成25年度調査での割合46.6%から13.1ポイント高くなっています。一方で、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまでに就労したことがない」の割合が38.9%となっており、平成25年度調査での割合51.1%から12.2ポイント低くなっています。

また、子どもの年齢別の母親の就労状況をみると、子どもの年齢が高くなるにつれて、「パートタイム」の割合が高く、「フルタイム」「専業主婦」の割合が低くなる傾向がみられます。

【母親の就労状況】

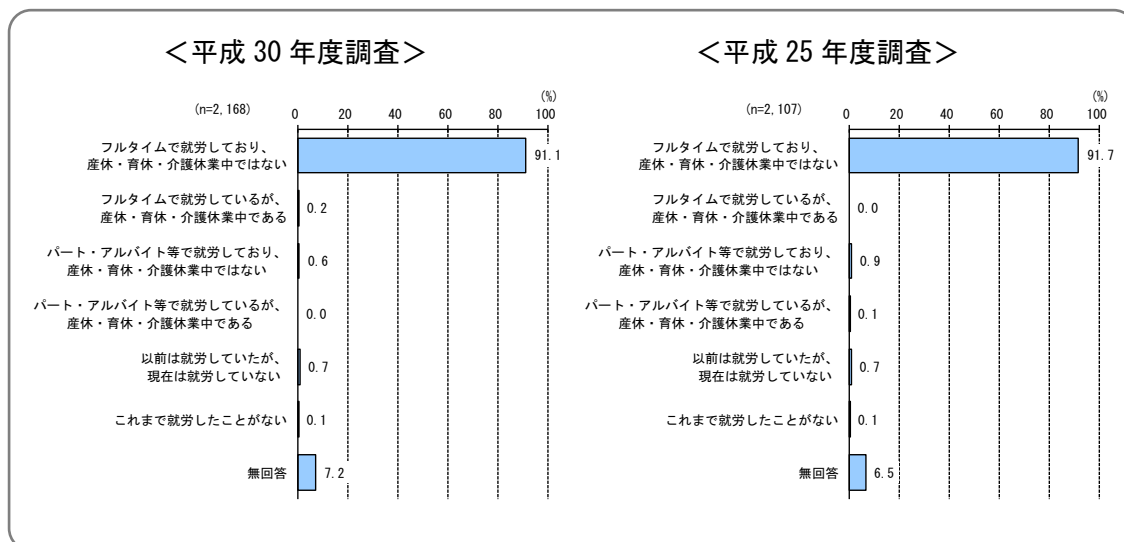


【母親の就労状況（子どもの年齢別）】



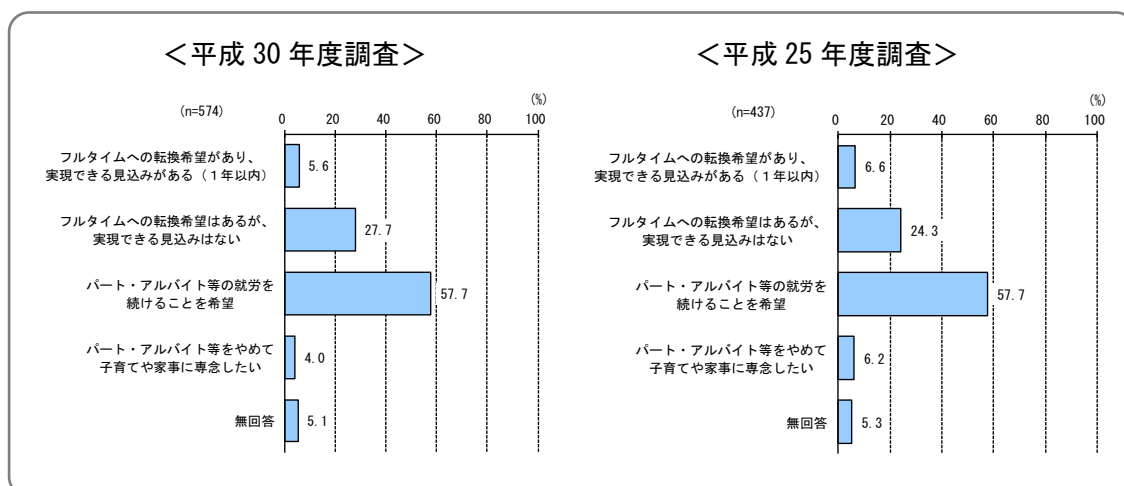
⑩父親の就労状況

父親の就労状況をみると、「フルタイム又はパート・アルバイト等で就労している（産休・育休・介護休業中含む）」の割合が91.9%となっており、平成25年度調査での割合92.7%から0.8ポイント低くなっています。



⑪母親のフルタイムへの転換希望

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望をみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が57.7%と割合が最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が27.7%となっており、平成25年度調査に比べ「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が高く、「パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい」の割合が低くなっています。



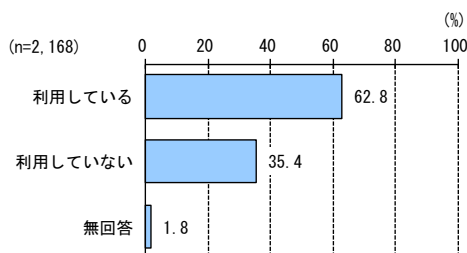
⑫平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育の利用の有無をみると、「利用している」の割合が62.8%、「利用していない」が35.4%となっており、平成25年度調査と比べ、「利用している」の割合51.8%から11.0ポイント上昇、「利用していない」の割合47.9%から12.5ポイント低くなっています。

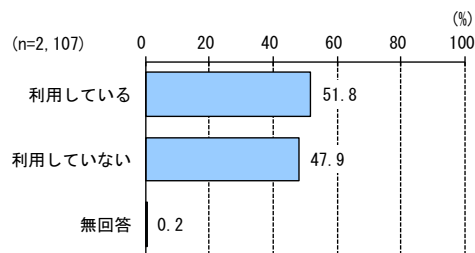
また、子どもの年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて「利用している」の割合が高くなる傾向がみられ、「0歳」では「利用している」が2.9%と低くなっています。

【定期的な教育・保育事業の利用の有無】

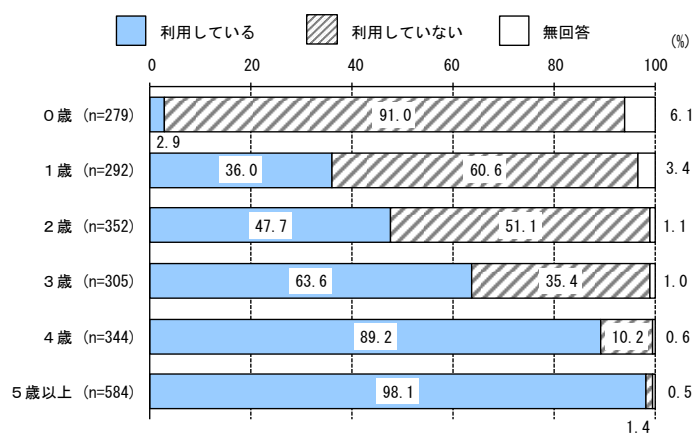
<平成30年度調査>



<平成25年度調査>



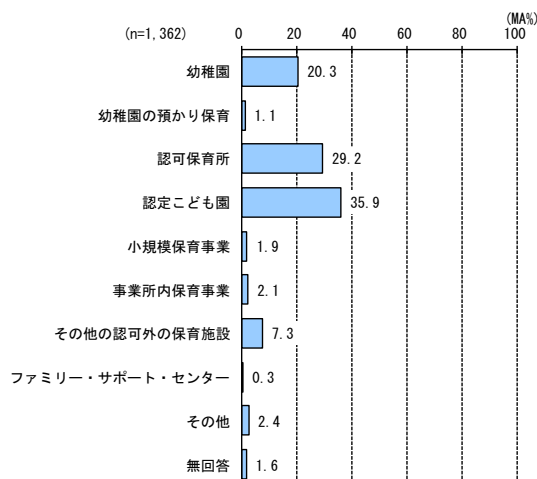
【定期的な教育・保育事業の利用の有無（子どもの年齢別）】



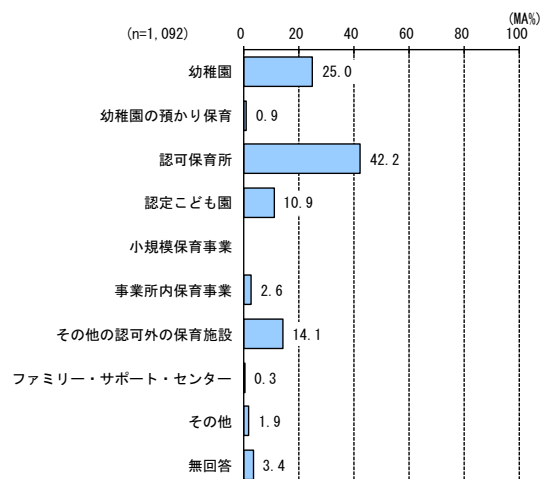
そして、利用している事業をみると、「認定こども園」が35.9%と割合が最も高く、次いで「認可保育所」が29.2%となっており、平成25年度調査と比べ、「認定こども園」の割合10.9%から25.0ポイント高くなり、「幼稚園」「認可保育所」「その他の認可外の保育施設」の割合81.3%から24.5ポイント低くなっています。

【利用している事業】

＜平成30年度調査＞



＜平成25年度調査＞

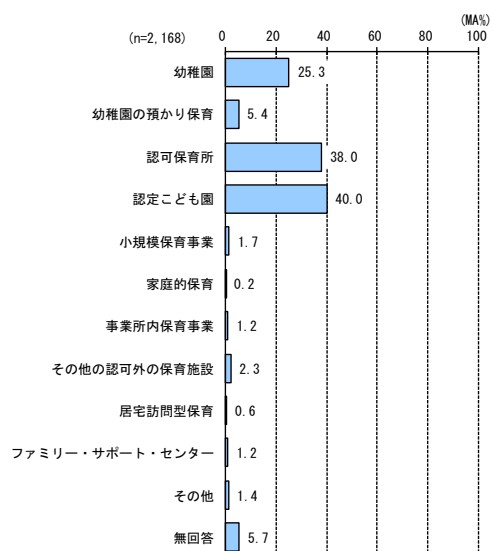


⑬平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

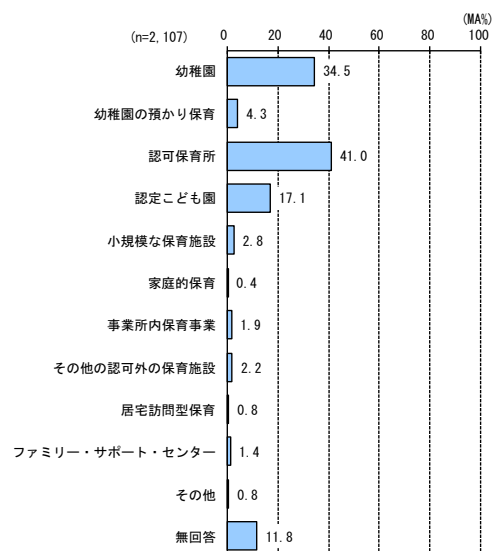
現在利用している、利用していないにかかわらず、今後、定期的に利用したい教育・保育事業をみると、「認定こども園」が40.0%と割合が最も高く、次いで「認可保育所」が38.0%、「幼稚園」が25.3%となっており、平成25年度調査と比べ、「認定こども園」の割合17.1%から22.9ポイント上昇、「認可保育所」の割合41.0%から3.0ポイント、「幼稚園」の割合34.5%から9.2ポイント低くなっています。

【利用したい事業】

＜平成30年度調査＞



＜平成25年度調査＞

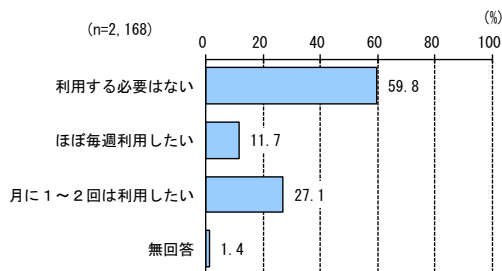


⑭土曜・休日、長期休業中の定期的な教育・保育事業の利用希望

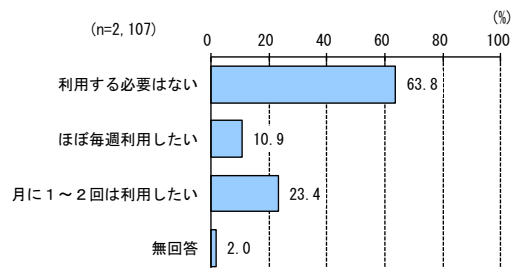
土曜日や休日、長期休業中の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、土曜日が38.8%、休日が17.2%、長期休業中が54.1%の割合となっており、平成25年度調査と比べ、土曜日の割合34.3%から4.5ポイント、休日の割合14.3%から2.9ポイント、長期休業中の割合48.2%から5.9ポイント高くなっています。

【土曜日の利用希望】

<平成30年度調査>

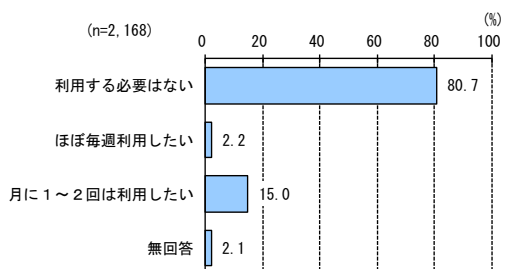


<平成25年度調査>

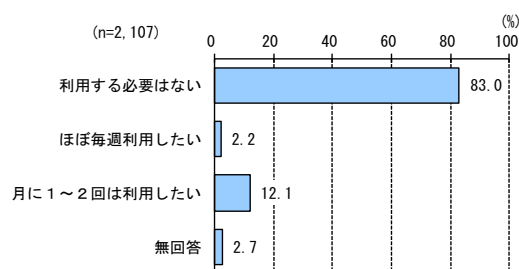


【休日の利用希望】

<平成30年度調査>

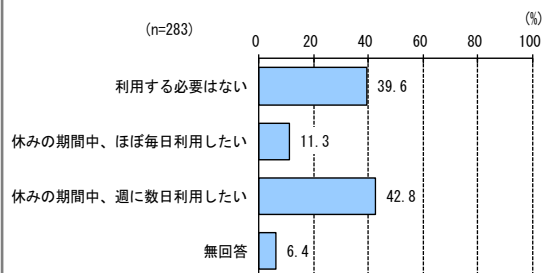


<平成25年度調査>

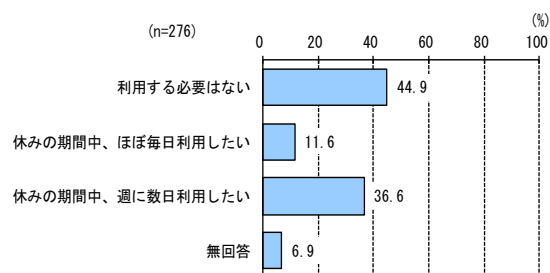


【長期休業中の利用希望】※幼稚園利用者のみ回答

<平成30年度調査>



<平成25年度調査>



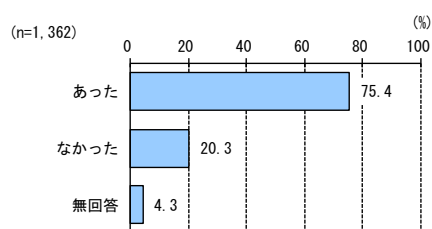
⑮病気やけがの際の対応と病児・病後児のための保育事業の利用希望

平日に定期的な教育・保育事業を利用している人のうち、この１年間で子どもが病気やけがで幼稚園や保育所、認定こども園等に通えなかった経験の有無をみると、「あった」と答えた割合が 75.4%で、その際の対応状況をみると、「母親が休んだ」が 69.4%と割合が最も高く、平成 25 年度調査での割合 61.8%から 7.6 ポイント高くなっています。

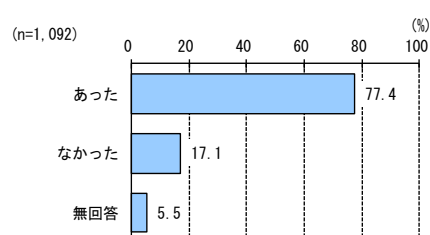
また、対応として父親または母親が休んだ人のうち、「できれば病児・病後児保育事業を利用したいと思った」の割合は 30.0%となっており、平成 25 年度調査での割合 36.0%から 6.0 ポイント低くなっています。

【病気やけがで幼稚園や保育所、認定こども園等に通えなかった経験の有無】

<平成 30 年度調査>

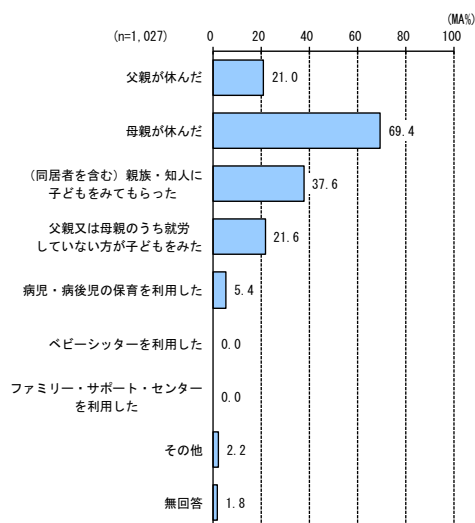


<平成 25 年度調査>

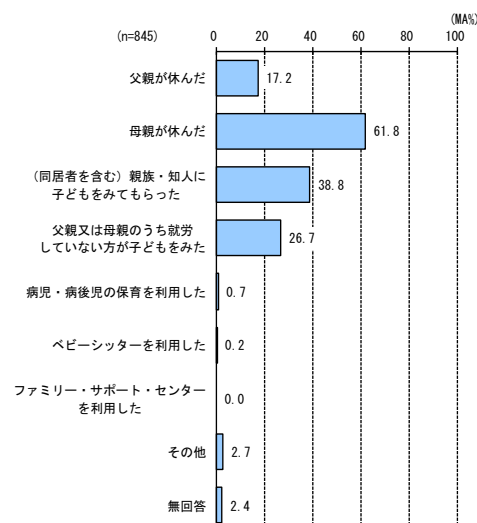


【通えなかった際の対応方法】

<平成 30 年度調査>

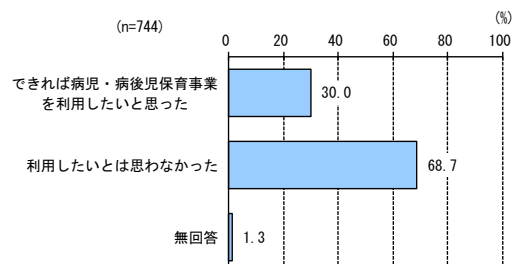


<平成 25 年度調査>

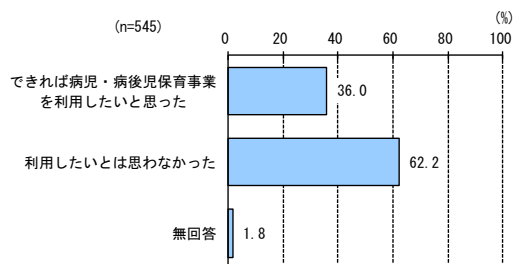


【病児・病後児のための保育事業の利用希望】 ※父親または母親が休んだ経験のある人のみ回答

<平成 30 年度調査>



<平成 25 年度調査>



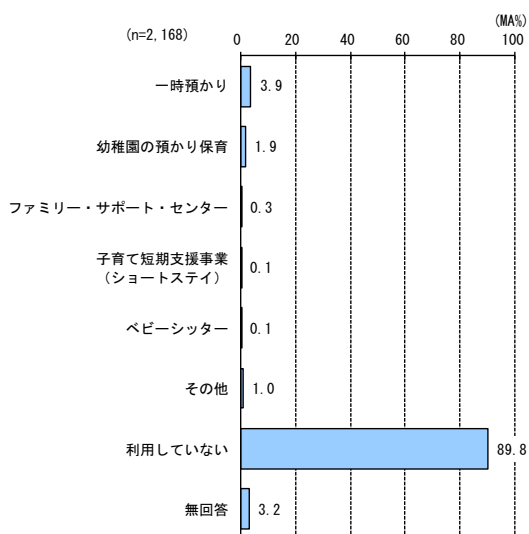
⑯不定期の教育・保育事業の利用状況及び今後の利用希望

不定期の就労や就労以外の理由（冠婚葬祭、リフレッシュ、保護者の通院等）による不定期の教育・保育事業の利用状況をみると、「利用していない」が89.8%と割合が最も高く、平成25年度調査での割合90.1%から0.3ポイント低くなっています。

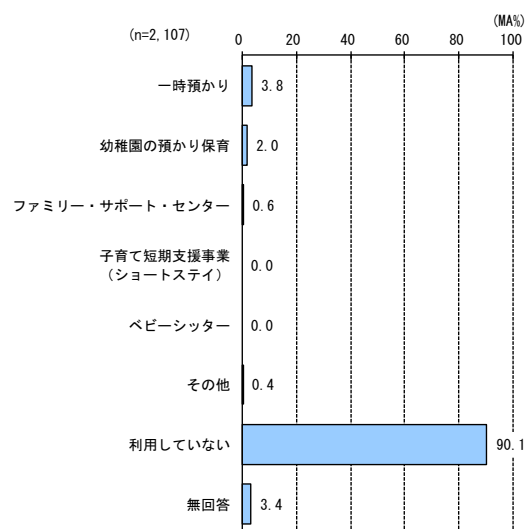
また、今後の利用希望をみると、「利用する必要はない」が63.0%、「利用したい」が30.4%となっており、平成25年度調査での「利用する必要はない」の割合63.5%から0.5ポイント低下、「利用したい」の割合29.2%から1.2ポイント高くなっています。

【不定期の教育・保育事業の利用状況】

＜平成30年度調査＞

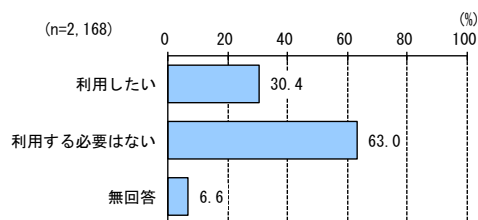


＜平成25年度調査＞

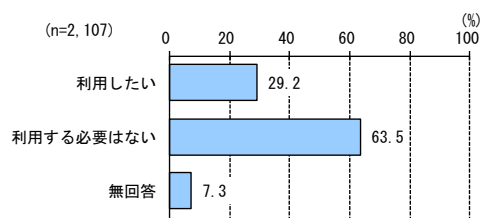


【不定期の教育・保育事業の今後の利用希望】

＜平成30年度調査＞



＜平成25年度調査＞



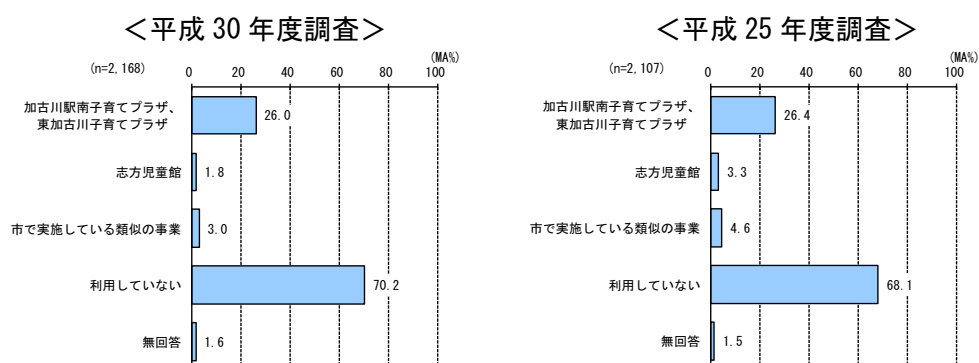
⑰地域子育て支援拠点事業の利用状況及び今後の利用希望

地域子育て支援拠点事業(子育てプラザ)等の利用状況をみると、「利用していない」が70.2%と割合が最も高く、次いで「子育てプラザ」が26.0%となっており、平成25年度調査での「利用していない」の割合68.1%から2.1ポイント上昇、「子育てプラザ」の割合26.4%から0.4ポイント低くなっています。

また、子どもの年齢別でみると、「子育てプラザ」が「0歳」「1～2歳」ではそれぞれ31.5%、43.5%となっていますが、「3歳以上」では15.7%と低く、「利用していない」が80.1%と高くなっています。

そして、今後の利用希望を子どもの年齢別でみると、年齢が低くなるにつれて「利用していないが、今後利用したい」「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が高くなっています。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】

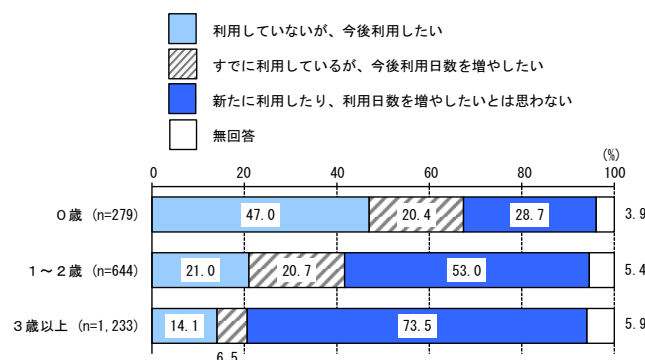


【地域子育て支援拠点事業の利用状況（年齢別）】

単位：%

地域の子育て支援拠点事業の利用の有無	母数(n)	てう加 プラ古 ザ、川 ザ、東 駅南 加古 子育 て育 ブ	志方 児童 館	似市 ので 実 施 し て い る 類	利用 して い な い	無 回 答
子どもの年齢						
0歳	279	31.5	0.7	7.2	64.5	0.7
1～2歳	644	43.5	2.3	3.4	53.6	1.6
3歳以上	1,233	15.7	1.9	1.9	80.1	1.8

【地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望（年齢別）】



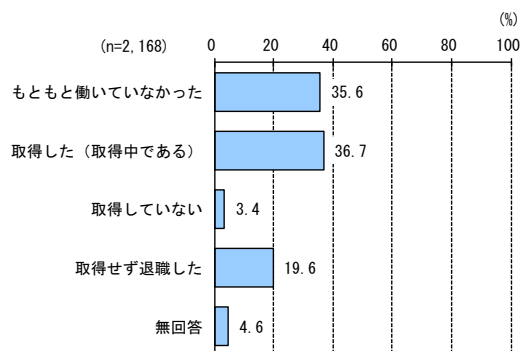
⑱育児休業の取得状況

育児休業の取得状況をみると、母親では「取得した（取得中である）」が 36.7%と割合が最も高く、次いで「もともと働いていなかった」が 35.6%、「取得せず退職した」が 19.6%となっており、平成 25 年度調査での「取得した（取得中である）」の割合 26.1%から 10.6 ポイント上昇、「もともと働いていなかった」の割合 42.5%から 6.9 ポイント、「取得せず退職した」の割合 24.5%から 4.9 ポイント低くなっています。

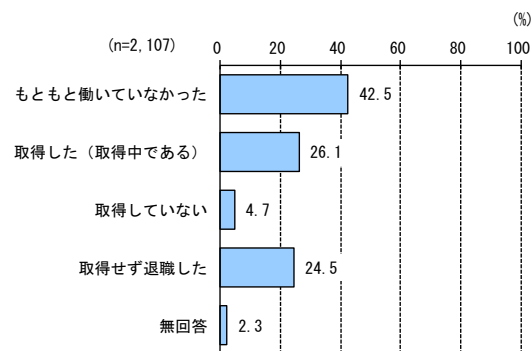
一方、父親では「取得していない」が 74.9%と割合が最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が 4.2%となっており、平成 25 年度調査での「取得していない」の割合 83.7%から 8.8 ポイント低下、「取得した（取得中である）」の割合 2.8%から 1.4 ポイント高くなっています。

【母親】

＜平成 30 年度調査＞

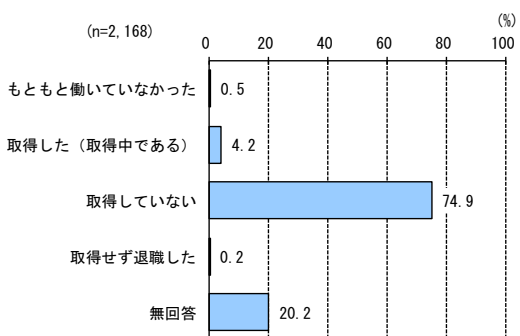


＜平成 25 年度調査＞

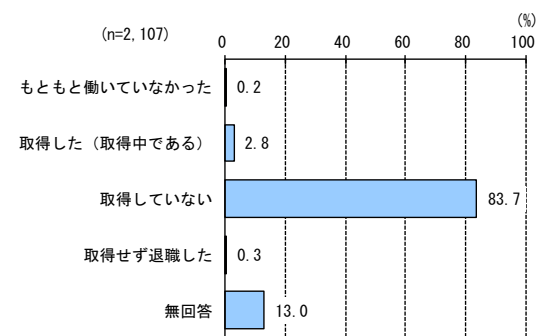


【父親】

＜平成 30 年度調査＞



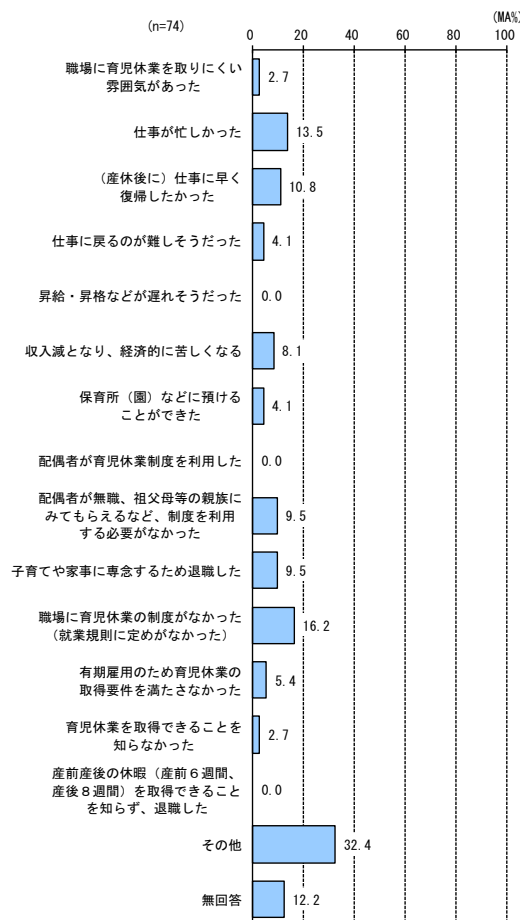
＜平成 25 年度調査＞



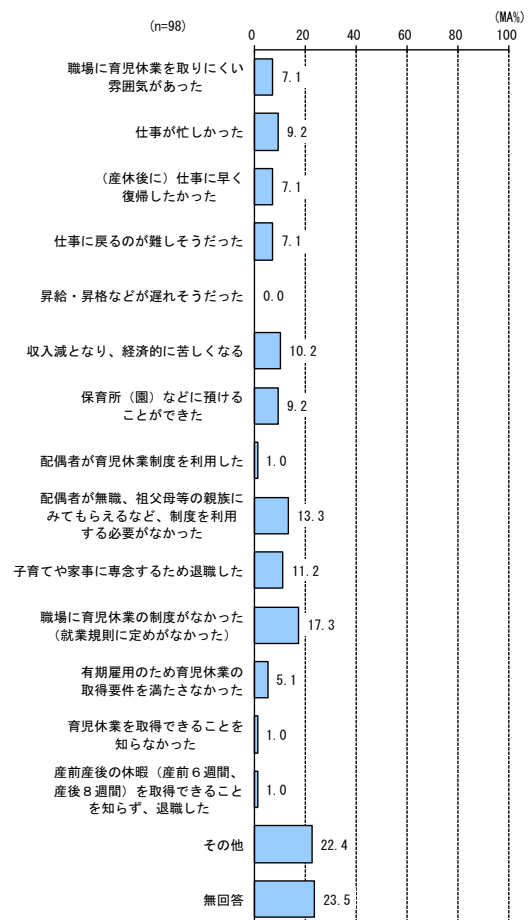
また、母親について、育児休業を取得していない理由として、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が 16.2%と割合が最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が 13.5%となっており、平成 25 年度調査と概ね同様の傾向がみられますが、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が低く、「仕事が忙しかった」「（産休後）仕事に早く復帰したかった」の割合が高くなっています。

【育児休業を取得していない理由（母親）】

<平成 30 年度調査>



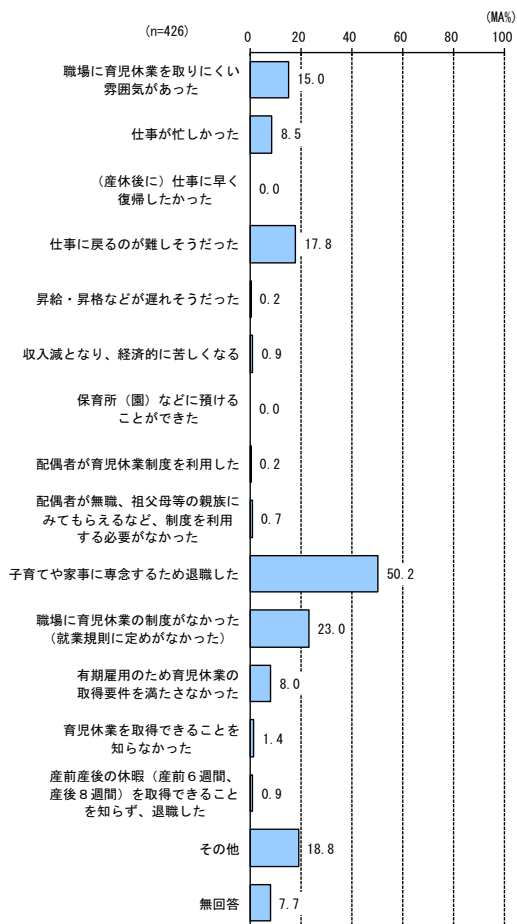
<平成 25 年度調査>



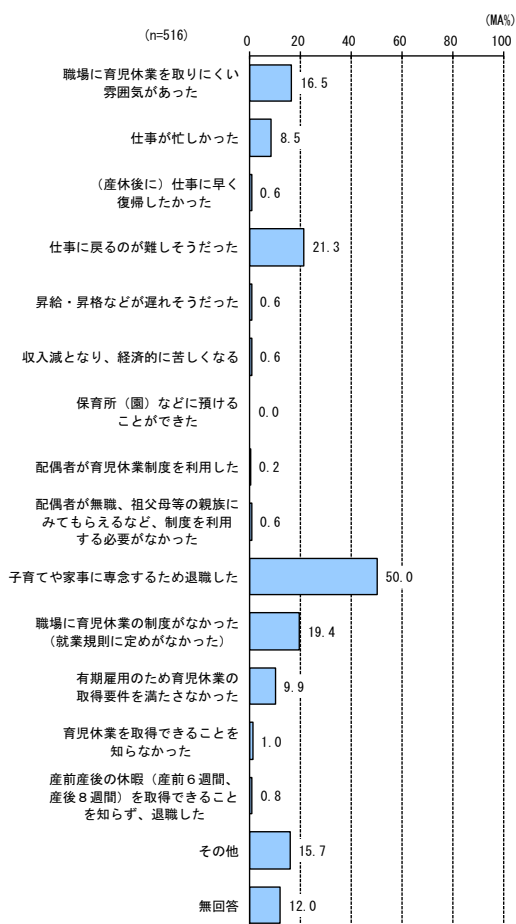
そして、育児休業を取得せず退職した理由では、「子育てや家事に専念するため退職した」が50.2%と割合が最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が23.0%となっており、平成25年度調査と概ね同様の傾向がみられますが、「仕事に戻るのが難しそうだった」の割合が低く、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が高くなっています。

【育児休業を取得せず退職した理由（母親）】

＜平成30年度調査＞



＜平成25年度調査＞

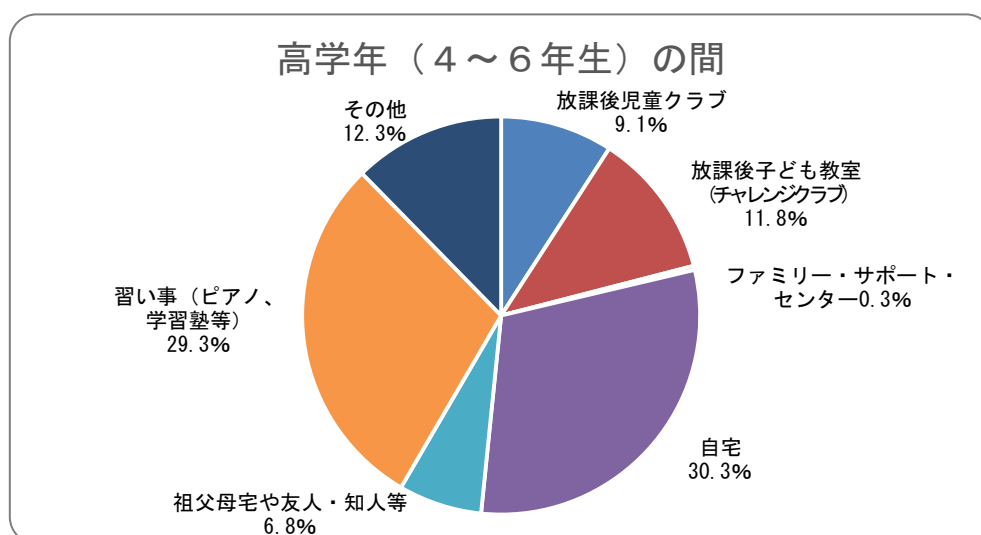
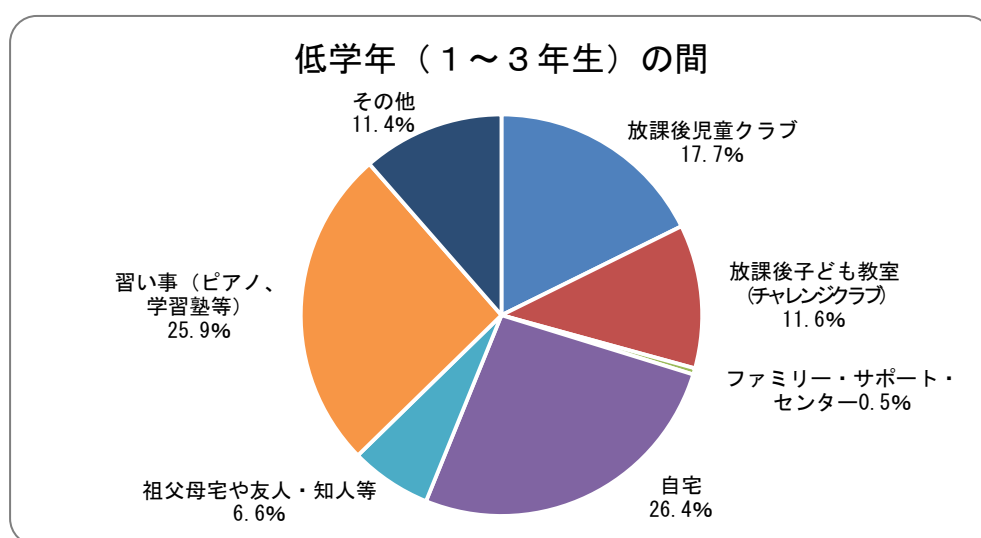


(2) 放課後の過ごし方に関するアンケート結果

①調査の概要

項 目	概 要
調査対象	加古川市内の就学児童（小学１・４年生）の保護者 4,679 人
調査期間	平成 30 年 11 月 16 日（金）から平成 30 年 11 月 30 日（金）まで
調査方法	質問紙法（無記名自記式）、学校経由による配付・回収
回収結果	配付数 4,679 通、有効回答数 3,530 通、有効回答率 75.4%

②放課後の過ごし方



6 少子化対策のこれまでの取組

(1) 国の取組

平成 6 年 12 月 エンゼルプラン（平成 7～11 年度）
平成 2 年の「1.57 ショック」を契機に、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など、子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討が始められ、今後 10 年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が策定されました。
平成 11 年 12 月 新エンゼルプラン（平成 12～16 年度）
「少子化対策推進基本方針」が決定され、この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定されました。
平成 15 年 7 月 次世代育成支援対策推進法
家族や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主が次世代育成支援のための取組を促進するために、それぞれ行動計画を作成し実施することが定められました。
平成 15 年 9 月 少子化社会対策基本法
議員立法により、少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的として、「少子化社会対策基本法」が制定され、同法に基づき、内閣府には、内閣総理大臣を会長とした、全閣僚によって構成される少子化社会対策会議が設置されました。
平成 16 年 6 月 少子化社会対策大綱
「少子化社会対策基本法」に基づき「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、子どもが健康に育つ社会、子どもを生み育てることに喜びを感じることのできる社会への転換を喫緊の課題とし、少子化の流れを変えるための施策に集中的に取り組むこととされました。
平成 16 年 12 月 子ども・子育て応援プラン（平成 17～21 年度）
「少子化社会対策大綱」に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため、「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」が決定されました。
平成 18 年 6 月 「新しい少子化対策について」（平成 18～19 年度）
我が国は人口動態の統計をとり始めて以来、平成 17 年に初めて出生数が死亡数を下回り、出生数は 106 万人、合計特殊出生率は 1.26 といずれも過去最低を記録し、総人口が減少に転じました。 こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な転換を図るため、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定され、家族や地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進とともに、すべて

の子育て家庭を支援するという観点から、妊娠・出産から高校・大学期に至るまでの年齢進行ごとの子育て支援策を掲げて取り組むこととなりました。
平成 19 年 12 月 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略
平成 18 年に示された日本の将来推計人口において示された少子高齢化の厳しい見通し等を踏まえ、少子化社会対策会議において、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略がとりまとめられ、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を同時並行的に取り組むこととされました。 また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定され、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことのできる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」に取り組むこととなりました。
平成 22 年 1 月 少子化社会対策基本法に基づく大綱（子ども・子育てビジョン）
内閣府の少子化対策担当の政務三役で構成する「子ども・子育てビジョン検討ワーキングチーム」が平成 21 年 10 月に設置され、有識者、事業者、子育て支援に携わる地方自治体の担当者等からの意見聴取や国民からの意見募集を行い、少子化社会対策会議を経て、「少子化社会対策基本法第 7 条に基づく大綱（子ども・子育てビジョン）」が閣議決定され、子ども・子育て支援施策を行っていく際の 3 つの大切な姿勢として、「1 生命（いのち）と育ちを大切にする」、「2 困っている声に応える」、「3 生活（くらし）を支える」が示されました。この 3 つの大切な姿勢を踏まえ、「目指すべき社会への政策 4 本柱」と「12 の主要施策」に従い、具体的な取組を進めることとなりました。
平成 24 年 8 月 子ども・子育て関連三法
自公民の 3 党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、子ども・子育て関連三法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法）が成立し、法に基づく子ども・子育て支援新制度を平成 27 年度からスタートすることとなりました。 また、市町村には、新制度における事業の実施主体となり、アンケート調査の実施による現在の利用状況及び今後の利用希望の把握や、地方版子ども・子育て会議での意見聴取を行いながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域の実情にあった子ども・子育て支援を計画的に実施することが義務付けられました。
平成 25 年 4 月 待機児童解消加速化プラン
主に都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童の解消のための取組を加速させるため、「待機児童解消加速化プラン」が策定され、平成 27 年度から開始する子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体に対して、その取組を全面的に支援することとされました。 待機児童解消加速化プランでは、平成 25 年から平成 26 年を「緊急集中取組期間」として、2 年間で約 20 万人分の保育の受け皿の確保を目指し、子ども・子育て支援

新制度がスタートする予定の平成 27 年度から平成 29 年度までを「取組加速期間」として、保育ニーズのピークを迎える平成 29 年度までに、潜在的な保育ニーズも含め、前述と合わせて約 40 万人分の保育の受け皿の確保を行うことで、待機児童の解消を目指すこととなりました。
平成 26 年 7 月 放課後子ども総合プラン 共働き家庭等における児童の小学校就学後の安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題、いわゆる「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動が行えるよう、文部科学省と厚生労働省が連携し、平成 26 年に「放課後子ども総合プラン」が策定されました。このプランにおいては、令和元年度末までに、約 30 万人分の放課後児童クラブを新たに整備するとともに、全ての小学校区において、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的または連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室については、1 万か所以上で実施することを目指すこととされています。
平成 27 年 3 月 新たな少子化社会対策大綱の策定と推進 従来の少子化対策の枠組みを越えて、①新たに結婚の支援を加え、子育て支援策の一層の充実、②若い年齢での結婚・出産の希望の実現、③多子世帯への一層の配慮、④男女の働き方改革、⑤地域の実情に即した取組強化の5つの重点課題を設定した新たな「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、長期的視点に立って、きめ細やかな少子化対策を総合的に推進することとされています。
平成 27 年 4 月 子ども・子育て支援新制度の施行 平成 24 年に成立した子ども・子育て関連三法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。
平成 28 年 6 月 ニッポン一億総活躍プランの策定（平成 28～令和 7 年度） 平成27年10月より、「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランの策定等に係る審議に資するため、内閣総理大臣を議長とする「一億総活躍国民会議」が開催され、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。 同プランでは、経済成長の隘路である少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げ、令和7年度までの10年間のロードマップが示されました。
平成 29 年 3 月 「働き方改革実行計画」の策定 平成28年の「ニッポン一億総活躍プラン」において、一億総活躍社会に向けた最大のチャレンジと位置付けられた働き方改革については、働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等に係る審議に資するため、平成28年に内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が開催され、時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善等をテーマに討議が行われ、平成29年に「働き方改革実行計画」が取りまとめられました。
平成 29 年 6 月 「子育て安心プラン」の公表（平成 29 年度～令和 2 年度） 25歳から44歳の女性就業率が上昇し、その就業率と相関して保育の利用申し込み

率も伸びることが見込まれることから、「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和2年度末までに女性就業率80%にも対応できる32万人分の保育の受け皿を整備することとされましたが、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、これを前倒しし、令和2年度末までに整備することとされました。
平成 29 年 12 月 「新しい経済政策パッケージ」の策定 少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定されました。 このうち、「人づくり革命」については、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、2兆円規模の政策を盛り込み、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革することされています。また、これらの施策の安定財源として、令和元年10月に予定されている消費税率10%への引上げによる財源を活用するとともに、子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額することとしています。
平成 30 年 9 月 新・放課後子ども総合プラン（平成 31～令和5年度） 平成26年の「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、文部科学省と厚生労働省が共同で、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、令和元年度から5年間を対象とする新たな放課後児童対策のプランが策定されました。 同プランでは、放課後児童クラブについて、令和3年度末までに約25万人分を整備し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ令和5年度末までに計約30万人分の受け皿を整備することなどを目指しています。
令和元年 10 月 子ども・子育て支援法の一部改正の施行（幼児教育・保育の無償化） 平成29年策定の「新しい経済政策パッケージ」の「人づくり革命」及び平成30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点等から、令和元年5月に子ども・子育て支援法の一部が改正され、同年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

(2) 兵庫県の取組

平成 18 年 3 月 ひょうご子ども未来プラン（平成 18～22 年度）
「一人一人が生命の大切さ、家庭や子育ての大切さを考え、だれもが安心して子どもを産み育てることができる地域社会の実現」を目指して、少子対策の行動計画となる「ひょうご子ども未来プラン」が策定されました。 ひょうご子ども未来プランでは、「未来の親づくりへの支援」、「子どもを産み育てることへの支援」、「子どものすこやかな育ちへの支援」、「社会システムの再構築」を 4 本柱として、総合的な少子対策に取り組むこととされました。
平成 22 年 3 月 新ひょうご子ども未来プラン（平成 22～26 年度）
女性人口の減少、結婚・子育てに対する若者の意識の変化、子育て中の親の孤立化や深刻な児童虐待など、子育てをめぐる環境の様々な課題に直面している中で、地域団体・NPO・企業・職域団体・大学・市町村等と連携し、地域における少子対策・子育て支援に積極的に取り組むことを目的として、「新ひょうご子ども未来プラン」が策定されました。 新ひょうご子ども未来プランでは、①子育て支援制度の充実や働き方の見直しにより、子育て支援環境を整備する、②家庭・地域・職域で共感をもって子どもたちを包む、安心と喜びの子育てを進める、③家族や地域の大切さ、失ってはならないかけがえのないものを次世代につなぐことを 3 つ理念目標に据え、県内の平成 23 年から平成 27 年までの 5 年間の出生数を 24 万人とするという目標の下で、取り組むこととされました。
平成 27 年 3 月 ひょうご子ども・子育て未来プラン（平成 27～令和元年度）
20～30代の女性人口の減少、未婚化や晩婚化の進行、仕事と子育ての両立の難しさなどによる出生数の減少などにより、労働力不足、社会保障負担の増大、地域社会の存続困難、子どもの成育にとって望ましい集団規模の維持困難など、様々な課題が懸念されている中で、NPO・地域団体・企業、住民等と連携して、地域における少子対策・子育て支援に積極的に取り組むことを目的として、「ひょうご子ども・子育て未来プラン」が策定されました。 ひょうご子ども・子育て未来プランでは、「誰もが安心して子育てできる兵庫の実現」を基本理念に、①豊かな人間性を育み、安定した生活を築く未来の親づくり、②すべての子どもと子育て家庭への切れ目のない支援による、子育てしやすい環境づくり、③仕事と生活が調和し、職場・地域が子どもと子育て家庭を支える社会づくりの 3 つを基本目標とし、平成28年から令和2年までの5年間の出生数を22万人とするという数値目標の下で、取組が進められています。

(3) 本市の取組

平成 12 年 3 月 エンゼルプランかこがわ（平成 12～16 年度）
平成11年に国が「少子化対策推進基本方針」を決定し、この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」を策定したのを受け、「加古川市児童育成計画（エンゼルプランかこがわ前期5カ年計画）」を策定しました。
平成 17 年 3 月 次世代育成支援前期行動計画（平成 17～21 年度）
平成17年の「エンゼルプランかこがわ」の中間見直しの年度にあたっては、それまでの施策の取組状況を総合的に点検するとともに、平成15年に成立した「次世代育成支援対策推進法」の理念も踏まえた新たな視点を盛り込んだ「加古川市次世代育成支援行動計画（エンゼルプランかこがわ後期5カ年計画）」を策定し、家庭、地域住民、各種団体、学校、企業、行政の協力の下で、「子育てをみんなでささえあうまちづくり」に取り組んできました。
平成 22 年 3 月 次世代育成支援後期行動計画（平成 22～26 年度）
子ども・子育てに関わる市民の実態や意向、社会情勢等の変化を踏まえ、「加古川市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、未来を担うかけがえのない子どもたちを、家庭だけでなく地域住民、各種団体、学校、企業、行政など地域社会全体で見守りはぐくんでいく取組を推進してきました。
平成 27 年 3 月 第一期子ども・子育て支援事業計画（平成 27～令和元年度）
これまで、「加古川市次世代育成支援後期行動計画」に基づき、様々な分野において、子ども及び子育て家庭に対する支援施策・事業を推進してきましたが、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を目的として、平成24年に「子ども・子育て関連三法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格スタートすることを受け、本市においても、これらの法律に基づく子ども・子育て支援給付や、地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「第一期加古川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な取組を進めてきました。